

障害者の居住支援について③

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

- 障害者の地域生活を支えるグループホームについては、入所施設や病院からの地域移行を推進するため、整備を推進してきたところであり、利用者数は令和3年9月時点で約15万人となっている。
- グループホームが平成元年度に制度化された当初は、主に障害程度が中軽度の障害者を想定していたが、入所施設からの地域移行の推進や障害者の重度化・高齢化に対応するため、重度障害者の受入体制の整備が課題。
また、グループホームについて、入所施設や病院からの地域移行や親元からの自立に向けたニーズへの対応が求められるとともに、一人暮らしやパートナー等との同居など障害者が希望する多様な地域生活の実現に向けた支援の充実も課題。
- こうした状況を踏まえ、
 - ・ グループホームにおける重度障害者の受入体制の整備を図るため、平成30年度に日中・夜間に常時の人員を配置する日中サービス支援型グループホームの創設や、令和3年度報酬改定における重度障害者支援加算の対象者の拡充や医療的ケア対応支援加算の創設等の報酬の充実、
 - ・ 障害者の地域生活を支えるサービスの充実を図るため、平成30年度に障害者総合支援法のサービスとして一人暮らしの障害者等の地域生活を支援する自立生活援助の創設や、障害者の親亡き後を見据えて地域における障害者の居住支援体制を整備する地域生活支援拠点等の整備の推進など、
障害者の地域生活支援体制の整備を進めてきた。
- しかしながら、現状においても、
 - ① 地域における重度障害者を受け入れ可能なグループホームが不足
 - ② 障害者の地域生活を支える自立生活援助や地域生活支援拠点等の整備が十分に進んでいない
 - ③ グループホームの利用者の中に将来一人暮らしやパートナー等との同居を希望する者が一定数おり、こうした者への一人暮らし等の希望を踏まえた支援を更に進める必要があり課題となっている。

障害者総合支援法の基本理念である「可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること」、「どこで誰と生活するかについての選択の機会の確保」を踏まえ、入所施設や病院からの地域移行を進め、障害者が地域生活を安心して送れるよう、

- ① 重度な障害を有する場合であってもグループホームに継続して安心して生活できる支援体制の整備
- ② 障害者の地域生活を支える自立生活援助や地域生活支援拠点等の整備
- ③ グループホームにおける一人暮らし等の希望に対する支援の充実
を進めていく必要がある。

- グループホームについては、近年、障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念されるところであり、グループホームのサービスの質の確保を図るための方策を検討していく必要がある。
- また、障害者支援施設の在り方について、グループホームと障害者支援施設それぞれの役割や機能を含め検討する必要がある。

検討事項（論点）

これまでの障害者部会の議論を踏まえて再度整理したもの

- 上記を踏まえ、障害者の居住支援について、障害者が希望する多様な地域生活の実現や継続するための支援を推進する観点から検討してはどうか。
グループホームの支援の質の確保については、別途、障害福祉サービス全体とあわせて検討していく。
- 1 重度障害者の支援体制の整備
強度行動障害、高次脳機能障害、医療的ケア、高齢化等に対応するための居住支援の在り方
- 2 地域生活支援施策の充実（自立生活援助・地域定着支援、地域生活支援拠点等、相談支援の充実）
- 3 グループホームにおける障害者が希望する地域生活の継続・実現
 - （1）グループホームにおける安心できる地域生活の継続
 - （2）グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
- 4 障害者支援施設の在り方

1 重度障害者の支援体制の整備

- 強度行動障害や高次脳機能障害、医療的ケアを有する者等の重度障害者の支援体制の整備が課題となっている。特に、地域における住まいの場であるグループホームにおける重度障害者の支援体制の整備が課題。
- これまで、強度行動障害や高次脳機能障害を有する者に対する支援に関する調査研究を実施している。
 - ・ 強度行動障害児者の実態把握等に関する調査研究（R3障害者総合福祉推進事業）
 - ・ 強度行動障害者支援に関する中核的な人材の養成に関する研究（R3障害者総合福祉推進事業）
 - ・ 障害特性に対応した住居の構造等の類型化のための研究（R3/4厚生労働科学研究）
 - ・ 高次脳機能障害の障害特性に応じた支援者養成研修カリキュラム及びテキストの開発のための研究（同上）※令和4年度において、更に強度行動障害や高次脳機能障害を有する者の評価の在り方について検討予定。
- 上記を踏まえ、今後、グループホームや入所施設の役割を含め、強度行動障害、高次脳機能障害、医療的ケア、高齢化等に対応するための居住支援の在り方について、以下の論点について検討していくこととしてはどうか。

（グループホーム・障害者支援施設の役割）

- ・ グループホームは、入所施設からの地域移行を推進する観点から重度障害者の受入体制の整備を図っていく必要があるとともに、強度行動障害の支援はグループホームにおける個別的な支援がなじむ面がある。
障害者支援施設は、第一種社会福祉事業として自治体又は社会福祉法人という公益性の高い主体が運営している。実際に入所している障害者へのサービス提供に当たっては、施設入所者の生活の質の向上を図る観点から、障害者の重度化・高齢化を踏まえた手厚い人員体制の整備を図りながら、強度行動障害者、医療的ケアの必要な障害者などのための専門的な支援も行っている。
上記を踏まえ、グループホームと障害者支援施設の役割についてどう考えるか。

（グループホームにおける重度障害者の支援体制の整備）

- ・ グループホームにおける、医療的ケア、強度行動障害、高次脳機能障害等の特性に対応できる専門性を持つ人材配置を推進するための方策についてどう考えるか。強度行動障害の点数が特に高い者や高次脳機能障害を有する者など特に支援が必要な者への報酬上の評価や支援体制の在り方をどう考えるか。

(日中サービス支援型グループホームの在り方)

- ・ 特に、平成30年度に創設した日中サービス支援型グループホームについては、重度障害者への対応ができるよう、日中・夜間も含めた常時の人員体制を確保する類型として創設したところである。

日中の時間帯をグループホーム内で過ごす場合に必要となる支援は対象者の状況に応じて様々であり、強度行動障害に対応できる人員体制や報酬が十分ではないとの指摘がある一方、日中の人員を配置することで支援の程度に関わらず一定の報酬が支払われる仕組みであることから、支援の必要性が乏しい者の日中の利用や適切な支援の実施について懸念される状況がある。

上記を踏まえ、日中サービス支援型グループホームについて制度の在り方をどう考えるか。

また、支援の質の確保について、障害福祉サービス全体とあわせて検討していく。

(強度行動障害を有する者への集中的な支援)

- ・ グループホームや在宅で状態が悪化した強度行動障害を有する者に対し、環境を一時的に変えて、適切なアセスメントや環境調整を行った上で、本人の特性に合うよう環境調整した元の住まいや新たな住まいに移行するための集中的支援をグループホーム、障害者支援施設等で当該支援を行うことについてどう考えるか。

(事業者指定や障害福祉計画の在り方)

- ・ 重度障害者向けのグループホームなど地域のニーズを踏まえたグループホームの整備を推進する観点から、障害福祉サービス全体として地域のニーズを踏まえた事業者指定の在り方を検討するとともに、次期(R6年度～)障害福祉計画において、重度障害者等の支援が行き届きにくいニーズについて、全体の必要量とは別に、そのニーズを見込み、整備を促していくこと等についてどう考えるか。

(重度障害者に対応できる専門的な人材の育成)

- ・ 地域での受入が困難な強度行動障害を有する者への支援については、強度行動障害支援者養成研修の修了者に加え、適切な指導・助言ができる中核的人材の養成や外部機関による専門的助言の活用等、より専門性の高い人員体制を確保するための方策についてどう考えるか。

(障害特性に応じた施設・設備の整備)

- ・ 障害特性に応じた住居に関する研究事業の成果を踏まえ、医療的ケア、強度行動障害、高次脳機能障害、高齢化等に対応した施設・設備に対応するための方策についてどう考えるか。

(その他)

- ・ その他、強度行動障害を有する者をはじめとする重度障害者の地域生活を支える各種サービス等の在り方についてどう考えるか。

2 地域生活支援施策の充実（自立生活援助・地域定着支援、地域生活支援拠点等、相談支援の充実）

- 障害者の親亡き後や障害者の重度化・高齢化を見据え、安心して地域生活を送ることができるよう障害者の地域生活を支える地域生活支援拠点等や自立生活援助、相談支援の充実を図る必要がある。

中間整理において以下の点を検討することとしている。

（地域生活支援拠点等）

- ・ 法令上の位置付けの明確化（市町村における整備の努力義務化、期待される役割（地域生活の安心の確保、地域移行の推進）を踏まえた機能や体制の検討、関係機関との関係整理）
- ・ 機能の充実・強化のための標準的な評価指標・評価プロセスの提示
- ・ 都道府県の広域的見地からの関与の在り方

（自立生活援助・地域定着支援）

- ・ 人員基準（相談支援事業者による参入の促進）
- ・ 報酬（手厚い報酬やICT活用）
- ・ 利用期間（標準利用期間・更新の在り方）
- ・ 住宅施策との連携（居住支援法人との連携や要配慮者専用住宅に係る家賃低廉化補助等）

（相談支援）

- ・ 基幹相談支援センターの法令上の位置付けの明確化、サービス提供事業者からの独立性・客観性の確保 等

- 今後、地域生活支援施策の充実について以下の方向で具体的な検討を進めていくこととしてはどうか。

（自立生活援助・地域定着支援）

- 障害者が地域で安心して暮らしていけるよう継続的な見守りや相談等の支援を受けられる体制整備を図っていくことが必要。

このため、今後、自立生活援助や地域定着支援が必要な者の状態像や状態像を踏まえた支援内容や頻度、支援が必要となる期間等に関する調査研究を実施し、

- ・ 対象者の状況に応じた適切な支援ができるよう、自立生活援助の報酬を対象者の状況に応じてきめ細やかに設定するとともにICTの活用による効果的な支援や、
- ・ 継続的な支援が必要な者の標準利用期間及び更新の在り方について検討してはどうか。

- 自立生活援助・地域定着支援については、現行制度上、単身の者又は家族と同居する障害者であっても当該家族が障害、疾病等により支援が見込まれない者が対象となっているが、同居する家族がいる場合は家族による支援が見込まれない場合であっても支給決定がなされにくい実態があるといった指摘がある。

自立生活援助・地域定着支援による支援を必要とする障害者に対して、市町村が個々の状況に応じて適切に支給決定するための方策についてどう考えるか。

(地域生活支援拠点等の役割)

- 地域生活支援拠点等については、地域生活の安心の確保を図るための緊急時の短期入所の受入体制の整備を図るとともに、入所施設や精神科病院等における地域移行のニーズの把握と働きかけの実施、地域移行支援や体験利用へのつなぎなどの地域移行の推進に向けた役割を担うことが重要であり、基幹相談支援センターとの機能・役割分担の在り方を含め、地域生活支援拠点等に、こうした役割を担うコーディネーターの配置を促進していく方策を検討してはどうか。

(計画相談支援のモニタリング頻度)

- 相談支援事業について、サービス提供事業者からの独立性・客観性を確保した上で、障害者支援施設からの地域移行を推進する観点から、障害者支援施設のモニタリングの頻度について、現状は6月に1回を標準としているところであるが、障害者の地域移行に向けた意思決定支援が重要であることに鑑み、意思決定支援が必要な者に対しては一定期間の中で手厚く実施することにより、地域移行支援の利用を促進していくこととしてはどうか。

(住宅施策との連携)

- 障害者の住宅の確保を支援するため、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援と住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人との連携や一体的な指定や、要配慮者専用住宅の活用の推進など、住宅施策との連携強化の取組を進めていくこととしてはどうか。

3 グループホームにおける障害者が希望する地域生活の継続・実現

(1) グループホームにおける安心できる地域生活の継続

- グループホームについては、障害者の地域における住まいの場として、地域で安心して生活を継続するための重要な役割を担っている。
引き続き、入所施設や病院からの地域移行を推進するとともに、親元からの自立の実現や、障害者がライフステージやニーズに応じて継続的な支援を受けることができるよう、グループホームについて地域のニーズを踏まえた計画的な整備を推進していくこととしてはどうか。
- また、グループホームについて、近年、障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
グループホームを安心して利用することができるよう、グループホームの支援の質を確保するための継続的な外部評価を受ける仕組みの導入や事業所指定や監査等において質の確保方策について、障害福祉サービス全体における検討とあわせて進めることとしてはどうか。

(2) グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

- グループホームの利用の途中で一人暮らし等の希望を持つ者が存在。
また、施設や病院からの地域移行や親元からの自立に当たって、一人暮らし等を希望するものの、一定期間グループホームでの見守り等を通じたアセスメントや一人暮らし等に向けた支援が必要な者が存在。
- グループホームにおける一人暮らし等の希望に対する支援の充実により、
 - ・ 障害者が希望する地域生活の実現につながるとともに、
 - ・ グループホームの効果的な利用を通じて施設や病院からの地域移行や親元からの自立の促進につながることを踏まえ、グループホームにおける一人暮らし等の希望に対する支援の充実を検討してはどうか。
- なお、現行制度上、生活能力の維持・向上のための訓練や支援を行う「宿泊型自立訓練」があるが、現状において、グループホームに一人暮らし等を希望する者が一定数存在し、グループホームで地域生活を送りながら一人暮らし等に向けた支援を実施している状況がある。グループホームで地域生活を送りながら支援を提供することによる効果も見込まれることから、グループホームにおける一人暮らし等に向けた支援の充実を検討してはどうか。

※ 宿泊型自立訓練の事業所数は230事業所、利用者数は3,029人（R3.9国保連データ）

グループホームについては、定員は小規模で住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流機会が確保される地域に立地することとしているが、宿泊型自立訓練は定員規模は原則20名以上、立地基準は特になし。

(全体的事項)

- グループホームにおける一人暮らし等の希望に対する支援の充実の検討にあたっては、障害者のライフステージやニーズに応じて、必要な時に安心してグループホームを利用できる観点を踏まえて検討してはどうか。あわせて、障害者の地域生活を支える各種の支援施策の充実・強化を検討してはどうか。
- 計画相談支援等におけるケアマネジメントの実施の際に、サービス等利用計画の作成やモニタリングの際に居住の場を含め本人の今後の生活の希望を把握するとともに、本人、相談支援専門員をはじめとする支援者、家族等も含めたチームで意思決定を丁寧に支援することについて、改めて周知してはどうか。

(現行のグループホームにおける支援の充実)

- 現行のグループホームの制度上、一人暮らし等に向けた支援について、以下の仕組みが設けられている。
 - ①指定基準上「サービス管理責任者の責務」として「利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活が営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行う」旨規定
 - ②原則3年以内に一般住宅へ移行する1人暮らしに近い形態の「サテライト型住居」
 - ③自立生活支援加算 500単位(入居中2回、退居後1回限度)
退居する利用者に対し、退居後の居住の場の確保、在宅サービスの調整等を行った場合に加算
- グループホームにおいて、利用者が安心して暮らすための支援を行うとともに、本人が一人暮らし等を希望する場合の一人暮らし等に向けた支援の充実について検討してはどうか。
具体的には以下について検討してはどうか。
 - ①入居中の一人暮らし等に向けた支援の充実
一人暮らし等を希望する者に対し、一人暮らし等に向けた支援を実施する場合の報酬上の評価についてどう考えるか。
例えば、サービス管理責任者が一人暮らし等に向けた目標や支援内容等に関する計画を作成した上で、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に報酬上の評価を検討してはどうか。その際、報酬の評価に当たって特別な人員配置を要件とするのではなく、一人暮らし等を希望する者に対して幅広く支援ができる仕組みとすることも考えられるのではないか。
 - ②退居後の一人暮らし等の定着のための支援の充実
グループホームの事業者が退居後に一人暮らし等の地域生活の定着に向けた見守りや相談等の支援を一定期間実施できるよう、退居後における見守りや相談等の支援についての報酬上の評価を検討してはどうか。

(新たなグループホームのサービス類型による支援の充実の検討)

○ 東京都においては、グループホームから一人暮らしへの移行に向けた支援を行う通過型グループホームの制度を設けており、一人暮らしを希望するものの直ちに一人暮らしを行うことが困難な者に対し、一定期間において、グループホームにおいて一人暮らしに向けたアセスメントや個別の課題を踏まえた一人暮らしに向けた支援を行い、本人が希望する一人暮らしに向けた支援を行っている。

事業者と利用者が共通の目的を持って、一人暮らし等に向けた支援のノウハウを活かした効果的な支援を行うことにより、本人が希望する一人暮らしへの移行に一定の効果を上げている。

○ 障害者が希望する地域生活の実現に向けた多様な選択肢を設ける観点から本人が希望する一人暮らし等に向けた支援を目的とする新たなグループホームのサービス類型を検討してはどうか。

検討に当たっては、対象者について、障害種別、障害程度、年齢等の一律の基準は設けず、障害者のライフステージやニーズに応じて、本人が希望により、継続的な支援を行う現行のグループホームと新たなグループホームを選択できる仕組みとしてはどうか。

○ また、適切かつ効果的な事業運営を確保する観点から、

- ・支援に当たっては、個々の課題を踏まえた一人暮らし等に向けた支援計画を作成し、一定期間の中で一人暮らし等に向けた支援を実施するとともに、退居後に地域生活に定着するための相談等の支援を実施
- ・人員配置について、サービス管理責任者に専門職(社会福祉士・精神保健福祉士等)を常勤で配置することやピアサポーターの活用の評価
- ・新たなグループホーム事業者の責務として一人暮らし等が難しい場合には、継続的な支援を行うグループホームへの移行支援を実施することについての義務化
- ・事業所指定に当たって運営方針等に係る協議会等への事前協議の実施や、定期的な運営状況の報告の義務化
- ・報酬について、人員体制や支援プロセスを重視した評価とすることや地域生活への定着状況について適切に評価すること等について、丁寧に検討していくこととしてはどうか。

4 障害者支援施設の在り方について

(1) 障害者支援施設の現状と課題

- 障害者支援施設は、第一種社会福祉事業として自治体又は社会福祉法人という公益性の高い主体が運営している。実際に入所している障害者へのサービス提供に当たっては、施設入所者の生活の質の向上を図る観点から、障害者の重度化・高齢化を踏まえた手厚い人員体制の整備を図りながら、強度行動障害、医療的ケアの必要な障害者などのための専門的な支援も行っている。

(※)社会福祉法

第24条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

- 市町村及び都道府県は、市町村障害福祉計画、都道府県障害福祉計画の作成が義務づけられており、障害者支援施設からの地域生活への移行について、国の定める基本指針を踏まえて地域生活へ移行する者の数や施設入所者数の削減に関する目標値を設定し、地域移行に取り組んでいる。
- 障害者支援施設については、障害者やその家族の地域生活を支える緊急的な相談や対応等の機能を担う地域生活支援拠点としての役割、災害時における地域で暮らす障害者の支援など、地域に貢献する役割も期待されている。
また、支援を行う中で得られた知識・経験やノウハウを地域に還元していくことで、地域全体の障害者支援のスキルアップを図るとともに、地域生活支援の体制づくりの推進に向けて積極的に関与していくことも求められる。

(参考) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（抜粋）
(平成29年厚生労働省告示第116号) 【最終改正令和2年厚生労働省告示第213号】

障害者支援施設においては、施設入所者の個々の状況に応じた意思決定支援の実施や地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域生活への移行に取り組むことと併せて、施設入所者等の生活の質の向上を図る観点から、一層の小規模化等を進めること、障害者の重度化・高齢化に対応した専門的なケアを行う体制を確保することが求められる。さらに、障害への理解を促進するため、地域交流の機会を確保するとともに地域で生活する障害者等に対する支援を行う等、地域に開かれていることが望ましい。

(2) 対応の方向性

障害者支援施設の在り方について、以下の観点から検討していくこととしてはどうか。

(障害者支援施設における重度障害者等の支援体制の充実)

- 障害者支援施設では、これまでも強度行動障害や医療的ケアのある方など様々な障害者に対する支援を実施しているが、個々の利用者に対する支援の質の向上に向けて、現行の人員配置や支援内容に対する報酬上の評価等の在り方をどう考えるか。

(地域移行の更なる推進)

- 地域移行を更に進めるためには、障害者支援施設が利用者の地域移行により一層取り組むことのほか、地域生活支援拠点等に配置されるコーディネーターが、障害者支援施設の利用者の地域移行のニーズの把握と働きかけの実施、地域移行支援や体験利用へのつなぎなどの地域移行の推進に向けた役割を担うことについて、地域生活支援拠点等の法令上の位置付けの明確化と併せて検討してはどうか。
- 相談支援事業について、サービス提供事業者からの独立性・客観性を確保した上で、障害者支援施設からの地域移行を推進する観点から、障害者支援施設のモニタリングの頻度について、現状は6月に1回を標準としているところであるが、障害者の地域移行に向けた意思決定支援が重要であることに鑑み、意思決定支援が必要な者に対しては一定期間の中で手厚く実施することにより、地域移行支援の利用を促進していくこととしてはどうか。

(障害者支援施設と地域の関わり)

- 障害者支援施設では、生活介護や就労系サービスなどの日中活動系サービスや短期入所等の実施により、障害者の地域生活を支える役割も担っている。
こうした知識・経験やノウハウについて、地域の障害福祉サービス事業者に還元するなど、地域生活支援の体制づくりに積極的に関与するとともに、地域との交流や地域貢献に取り組んでいくためにどのようなことが考えられるか。

障害者の居住支援について

○ 障害者の居住支援について、障害者が希望する多様な地域生活の実現や継続するための支援を推進する観点から検討。

※ グループホームの質の確保について、別途、障害福祉サービス全体とあわせて検討。

1 重度障害者の支援体制の整備

強度行動障害、高次脳機能障害、医療的ケア、高齢化等に対応するための居住支援の在り方

2 地域生活支援施策の充実

自立生活援助・地域定着支援、地域生活支援拠点等、相談支援の充実

3 グループホームにおける障害者が希望する地域生活の継続・実現

(1) 安心できる地域生活の継続

(2) 一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

4 障害者支援施設の在り方

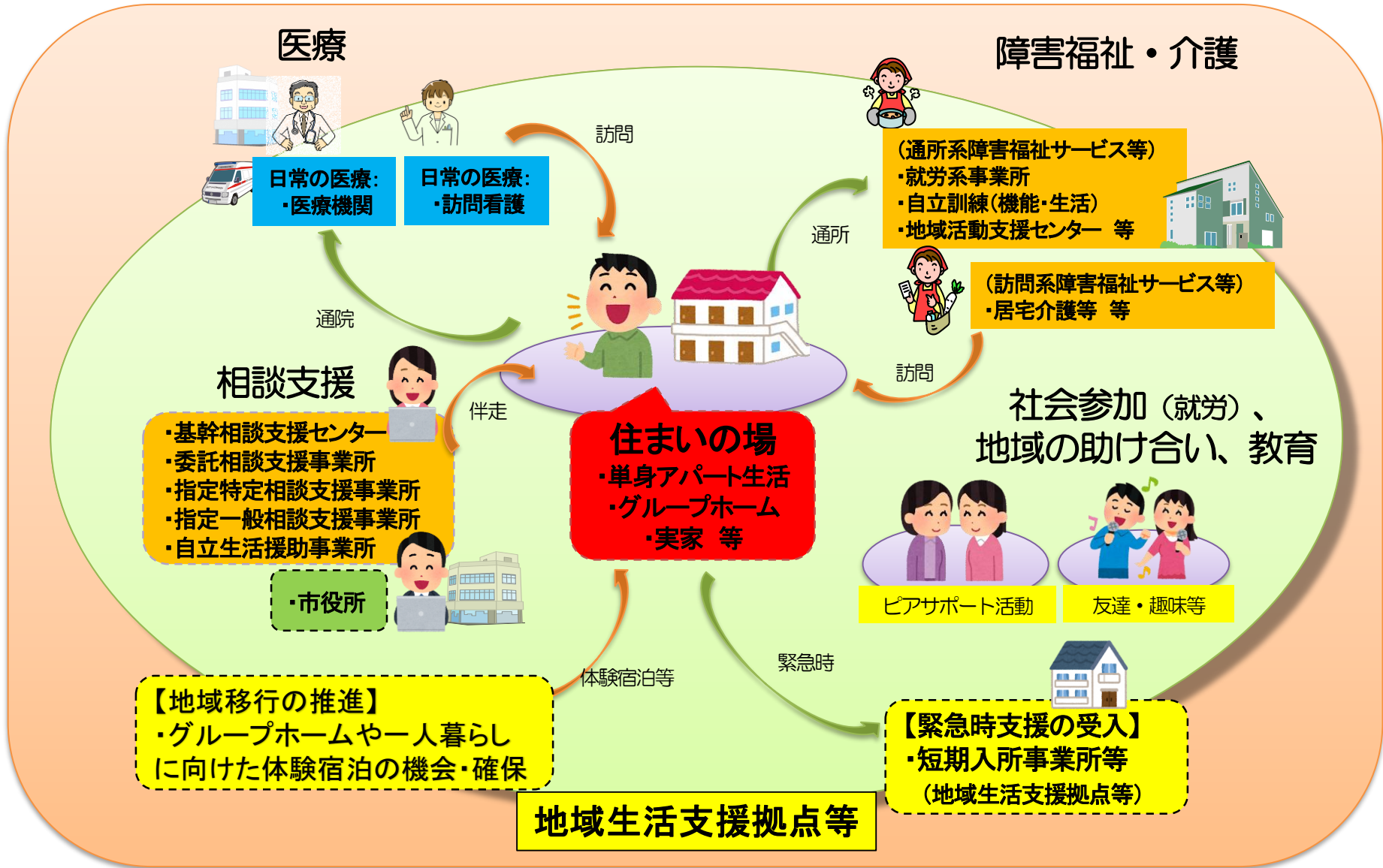
重度障害者の支援体制の整備（検討の方向性（案））

- 地域移行や親元からの自立を推進するため、グループホームについて、地域のニーズを踏まえた整備を推進していく必要がある。
特に、障害者の重度化・高齢化を踏まえ、グループホームにおける重度障害者の受入体制の整備が課題。
- 今後、グループホームや入所施設の役割を含め、強度行動障害、高次脳機能障害、医療的ケア、高齢化等に対応するための居住支援の在り方について、以下の論点について検討していくこととしてはどうか。

（論点）

- ・ グループホーム・障害者支援施設の役割
- ・ グループホーム等における重度障害者の受け入れ体制の整備（人員体制、報酬、日中サービス支援型グループホームの在り方、強度行動障害を有する者に対して集中的な支援が必要な場合の対応等）
- ・ 重度障害者に対応できる専門的な人材の育成（スーパーバイズを含む）
- ・ 障害特性に応じた施設・設備の整備
- ・ その他各種サービスの在り方

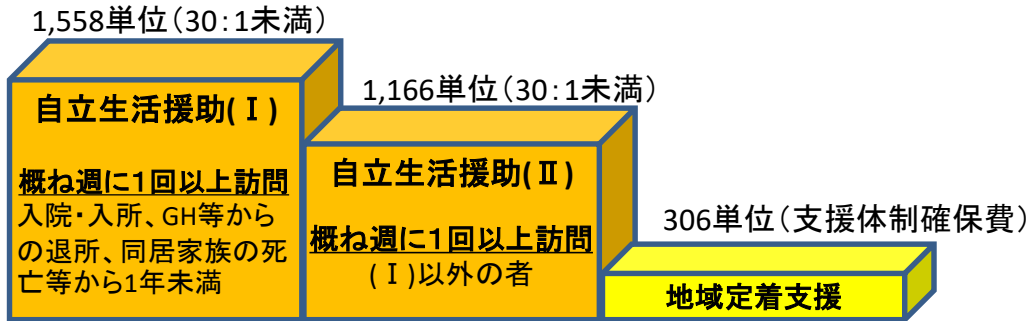
安心して暮らし続けることができる継続的な見守りや相談支援の充実



自立生活援助・地域定着支援の充実(検討の方向性(案))

- 今後、自立生活援助や地域定着支援が必要な者の状態像や状態像を踏まえた支援内容や頻度、支援が必要となる期間等に関する調査研究を実施し、以下について検討。
 - ・対象者の状況に応じたきめ細やかな報酬の設定や ICTを活用した効果的な支援や評価
 - ・継続的な支援が必要な者に対する標準利用期間や更新の在り方

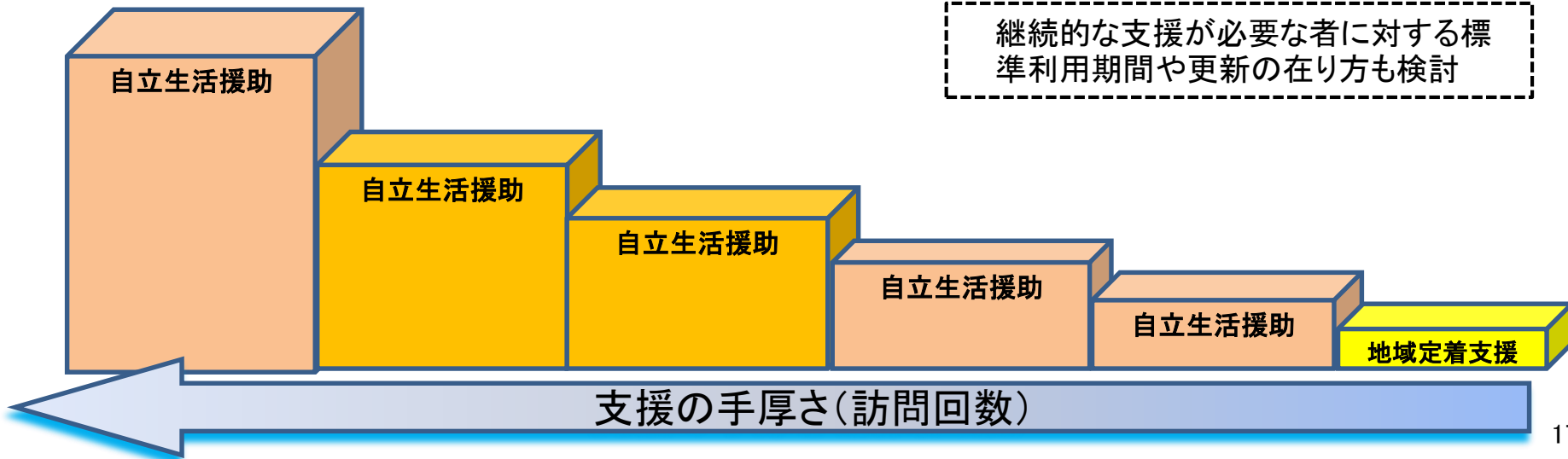
現行



※上記は基本報酬の概念図

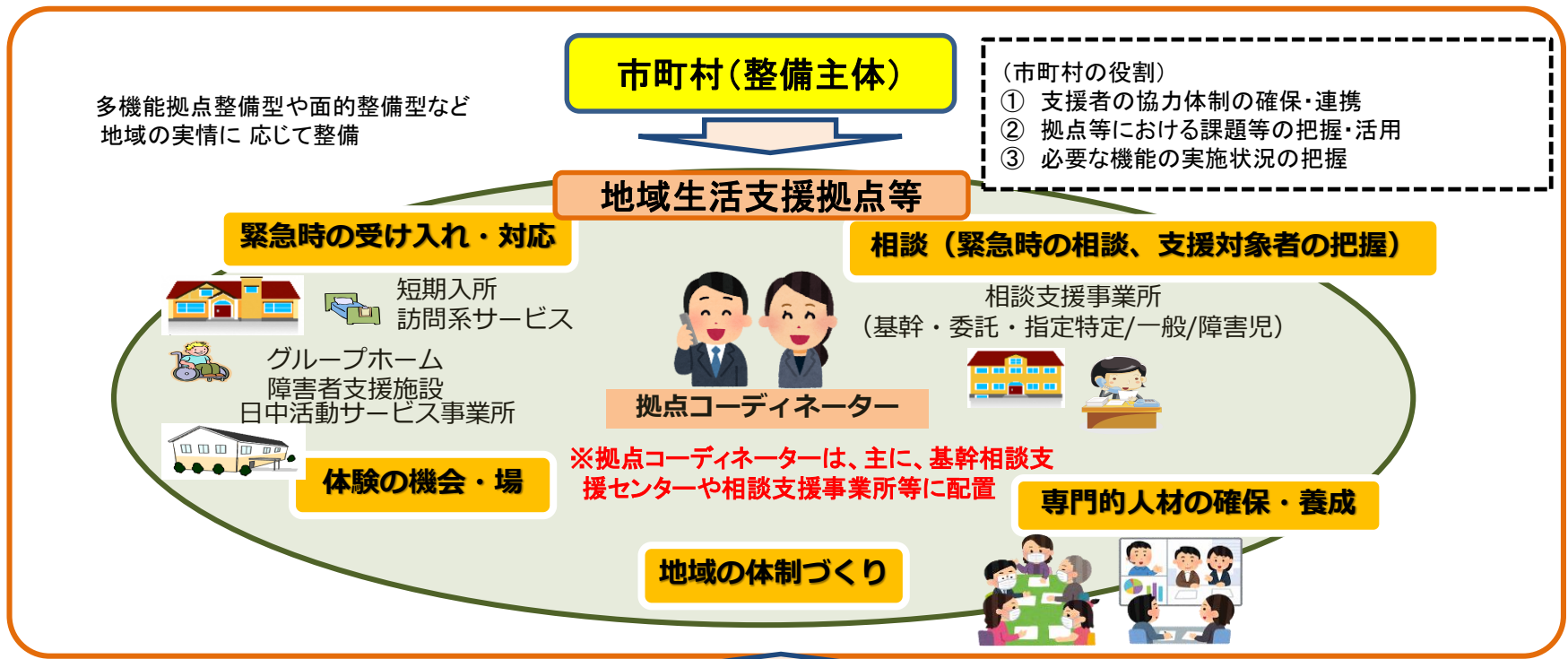
このほか、同行支援加算500~1,000単位、緊急時支援費(I)711単位、同(II)94単位、福祉専門職配置加算180~450単位、ピアサポート体制加算100単位、居住支援連携体制加算35単位、日常生活支援情報提供加算100単位等の加算あり

検討の方向性(案)

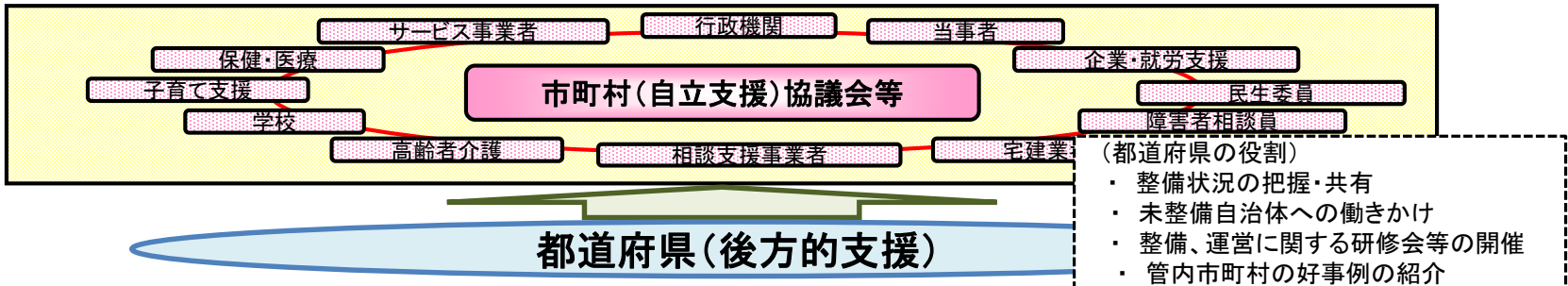


地域生活支援拠点等の整備・機能の充実(検討の方向性(案))

- 地域生活支援拠点等は、地域生活の安心の確保を図るための緊急時の短期入所の受入体制の整備とともに、入所施設や病院から地域移行を推進するための地域移行のニーズの把握や体験利用につなげる役割が重要。
- 法令上の努力義務化の検討とあわせ、中心的役割を担うコーディネーターの配置を促進する方策を検討。あわせて、効果的な支援体制を確保する観点から、基幹相談支援センター等の関係機関との整理を検討。



地域課題の把握、拠点の機能の評価・充実(PDCAサイクル)



(参考)地域生活支援拠点等の期待される役割

背景・趣旨

重度化・高齢化への対応や、親亡き後も見据えるとともに、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、地域の生活で生じる障害者等やその家族の緊急事態に対応を図り、安心して生活することができる地域体制の構築

期待される役割

地域生活における
安心の確保

地域生活への
移行・継続の支援

※拠点等には、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる機能の整備が期待される

備えるべき機能

①相談(緊急時の相談・事前の支援対象者(※)の把握)

②緊急時の受け入れ・対応

※特に、重度障害、医療的ケア等が必要なため、受入が難しく支援が必要な者

③体験の機会・場の確保 ※親元からの自立、施設・病院からの地域移行ニーズの把握・利用へつなげる

④専門的人材の確保・養成 ※グループホームや短期入所等における重度障害・医療的ケア等に対応できる人材

⑤地域の体制づくり

グループホームにおける一人暮らし等の希望に対する支援の充実(検討の方向性(案))

- グループホームにおける一人暮らし等の希望に対する支援の充実を図るため、
- ・現行のグループホームについて、一人暮らし等を希望する場合の一人暮らし等に向けた支援や退居後の定着の支援の充実を検討してはどうか。
 - ・あわせて、本人が希望する一人暮らし等に向けた支援を行うことを目的とする新たなグループホームのサービス類型を検討してはどうか。

| | 現行のグループホームによる支援の充実(案) | 新たなグループホームのサービス類型による支援の充実(案) |
|-------|---|--|
| 対象者 | 障害者 | 一人暮らし等を希望する障害者であって、グループホームにおける一人暮らし等に向けた支援が必要な者 |
| 利用期間 | なし | 一定の利用期間を設定。 対象者の状況に応じて更新できるよう検討(更新が適切ではない場合は他のグループホームへの移行支援の義務化等を検討) |
| 人員体制 | 管理者、サービス管理責任者、生活支援員、世話人 ※現行制度上、グループホームのサービス管理責任者に常勤及び専門職の配置の要件は設けていない | 管理者、サービス管理責任者、生活支援員、世話人 + サービス管理責任者に専門職(社会福祉士・精神保健福祉士等)を常勤で1人以上配置を要件とすること等を検討 また、ピアサポーターの評価について検討 |
| 支援の内容 | 共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う <u>一人暮らし等を希望する者に対する一人暮らし等に向けた支援の充実について検討</u> ※現行制度において、サービス管理責任者の責務やサテライト型住居、自立生活支援加算の仕組みが設けられている | 共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う + 一人暮らし等に向けた目標や支援内容等に関する計画を作成した上で以下の支援を行うことを検討 ・一人暮らし等に向けた支援 ・退居後の居宅生活への定着支援 |
| 報酬 | 障害程度、特性等に応じて支援に必要な報酬 + <u>一人暮らし等に向けた支援や退居後の支援についての業務内容の報酬上の評価を検討</u> | 障害程度、特性等に応じて支援に必要な報酬 + 一人暮らし等に向けた支援や退居後の支援の人員体制や業務内容、地域生活への定着等の報酬上の評価を検討 |

現行のグループホームにおける本人が希望する一人暮らし等 に向けた支援の充実(検討の方向性(案))

【現行制度】

○サービス管理責任者の責務

指定基準において、サービス管理責任者の責務として、「利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められるものに対し、必要な支援を行う」旨規定。

○サテライト型住居

グループホームの支援形態として、本体住居との密接な連携を前提として、原則3年以内に一般住宅へ移行することを目標にユニットなど一定の設備基準を緩和した一人暮らしに近い形態のサテライト型住居の制度を設けている。

○自立生活支援加算

単身生活が可能と見込まれる利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ退居後の居宅を訪問し、障害福祉サービスの連絡調整等を行った場合に500単位/回を3回(入居2回、退居後1回)を限度に算定。



【検討の方向性(案)】

現行のグループホームについて、本人が希望する場合の一人暮らし等に向けた支援を充実してはどうか。

(入居中の一人暮らし等に向けた支援の充実)

サービス管理責任者が一人暮らし等に向けた目標や支援内容等に関する計画を作成した上で、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に報酬上の評価を検討してはどうか。

(退居後の定着に向けた支援の充実)

グループホームの事業者が退居後に一人暮らし等の地域生活の定着に向けた見守りや相談等の支援を一定期間実施できるよう、退居後における見守りや相談等の支援についての報酬上の評価を検討してはどうか。

グループホームによる障害者のライフステージに応じた支援(イメージ)

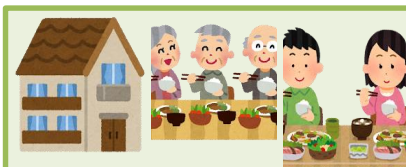
障害者のライフステージ

親元からの自立、入院・入所からの地域移行等

入院・入所

在宅

例① 現行のグループホームにおいて地域生活を継続



現行のグループホームにおいて
地域生活を継続



例② 現行のグループホームから一人暮らし等に移行



現行の
グループホーム

※定期的に本人の今後の生活の希望を確認し、対象者の状況により一人暮らし等に向けた支援を実施

一人暮らし等

例③ 新たなタイプのグループホームから一人暮らし等に移行



新たなタイプの
グループホーム



一人暮らし等
本人の望む暮らし



例④ 高齢化や障害の状況等により、一人暮らし等が困難

新たなタイプの
グループホーム

一人暮らし等

一人暮らし等が
困難

現行のグループホーム

現行グループホーム(介護サービス包括型)実践例(A県)

○ 一人暮らし等を希望する者に対し、サテライト型住居の活用等による一人暮らし等に向けた支援を実施。

- 対象者像：主に知的障害者、知的障害+身体障害者
- 利用者数：22名 住居数：4住居+サテライト1名
- 利用者の状況
 - ・障害支援区分…区分2～区分6（区分3～5が多い） 障害特性：強度行動障害を有する者2名
 - ・平均年齢 50代（30～60代の者が利用）・利用期間…10～20年が半数以上

- 人員体制 管理者…1名、サービス管理責任者…1名、生活支援員7名（常勤換算4.1）、世話人13名（常勤換算5.5）
※専門職（社会福祉士、精神保健福祉士等）の配置はなし
※強度行動障害支援者養成研修又は行動援護従事者養成研修修了者5名

<直近3年の実績>

入居前の住居等：一人暮らし1名、家族・親族との同居7名、他のグループホームからの入居1名
退居後の住居等：有料老人ホーム1名

○利用者へのグループホームにおける支援の状況

利用者に対して、食事の提供や家事の支援、声掛けや見守り、相談・コミュニケーションを実施

○一人暮らし等に向けた支援の実施状況

利用者22名のうち、支援があれば一人暮らしが可能と見込まれる2名（うちサテライト型利用1名）に一人暮らしに向けた支援を実施している。

（サテライト型住居利用者（1名）への支援状況）

グループホームの利用前に実家での生活から一人暮らしに向けてウィークリーマンションで練習を行ったが課題が多かったため、グループホームのサテライト型住居における一人暮らしに向けた支援を開始。

現在、就労継続支援B型事業所に通所中。職員が週数回程度、相談・コミュニケーション等の支援を実施。

グループホームにおいて一人暮らし等に向けて調理等の支援を実施。以前は食事を毎日提供していたが自分で食事を用意できるようになった。

（本体住居利用者（1名）への支援状況）

グループホームで一緒に入居する方々と生活リズムが異なることから、グループホームの利用途中で一人暮らししたいとの希望をもった。

現在、利用者は一般就労中。グループホームにおいて調理などの家事ができるようにするための支援を実施している。

○ 法人として、障害者の一人暮らし等の自立に向けた支援を積極的に応援しており、退居後の支援は法人が実施する自立生活援助を活用した支援を実施

※ 法人独自で自立を目指すためのテキストブックを作成し、そのテキストを活用する等して支援を実施
（金銭・医療・相談・事務手続等）

- 対象者像...知的障害者、知的障害+精神障害者、知的障害+身体障害者等
- 定員...16ホーム43名（2名の方に一人暮らし等に向けた支援を実施）
- 利用期間...概ね 1～15年 ○利用者の障害支援区分...区分2～区分6

- 人員体制：管理者...1名、生活支援員6名（内、サービス管理責任者兼務2名）（常勤換算6.5）、世話人...16名（常勤換算12.0）
- 専門職配置：全23名中7名が資格取得者（管理者は精神保健福祉士+社会福祉士、サービス管理責任者2名の内1名社会福祉士、生活支援員6名中4名が精神保健福祉士+社会福祉士、看護師、准看護師、世話人の1名が介護福祉士）

<直近3年の実績>

入居前の住居等：障害者支援施設8名、更生保護施設1名、宿泊型自立訓練2名、実家等2名

退居後の住居等：アパート生活（単身、パートナーとの同居）5名、自宅2名、他のグループホーム13名、療養介護3名、死亡3名

退居後の支援：自立生活援助や相談支援、障害者就業・生活支援センターへの繋ぎ、当事者活動、クラブ活動への声かけ等

○グループホームにおける入居者への継続的な日常生活支援を実施

*本人の希望や状況により退居支援を実施（一人暮らしにチャレンジしたい、戻りたい地域がある、就職先の近くへ引っ越したい等）

- ・本人の意思の確認
- ・本人、家族、関係機関等で本人の意思の共有 等

個別支援

導入期

・個別支援計画の作成、見直し ・生活支援 ・体験宿泊時支援 ・仲間、居場所、生きがい探し ・余暇支援 ・自治会参加支援 ・個別面接 ・グループ支援 等

移行期

導入期と同様の支援 +
・住居の変更を見越した個別生活支援、変更後の生活支援の見立て、物件探し 等

グループホーム退居後

自立生活援助、地域定着支援
通所・在宅支援等

・新しい生活支援の事業所への繋ぎや本人へのフォロー
・活動やイベントへの声かけ 等

相談支援専門員、福祉・医療・行政機関・職場等との連携

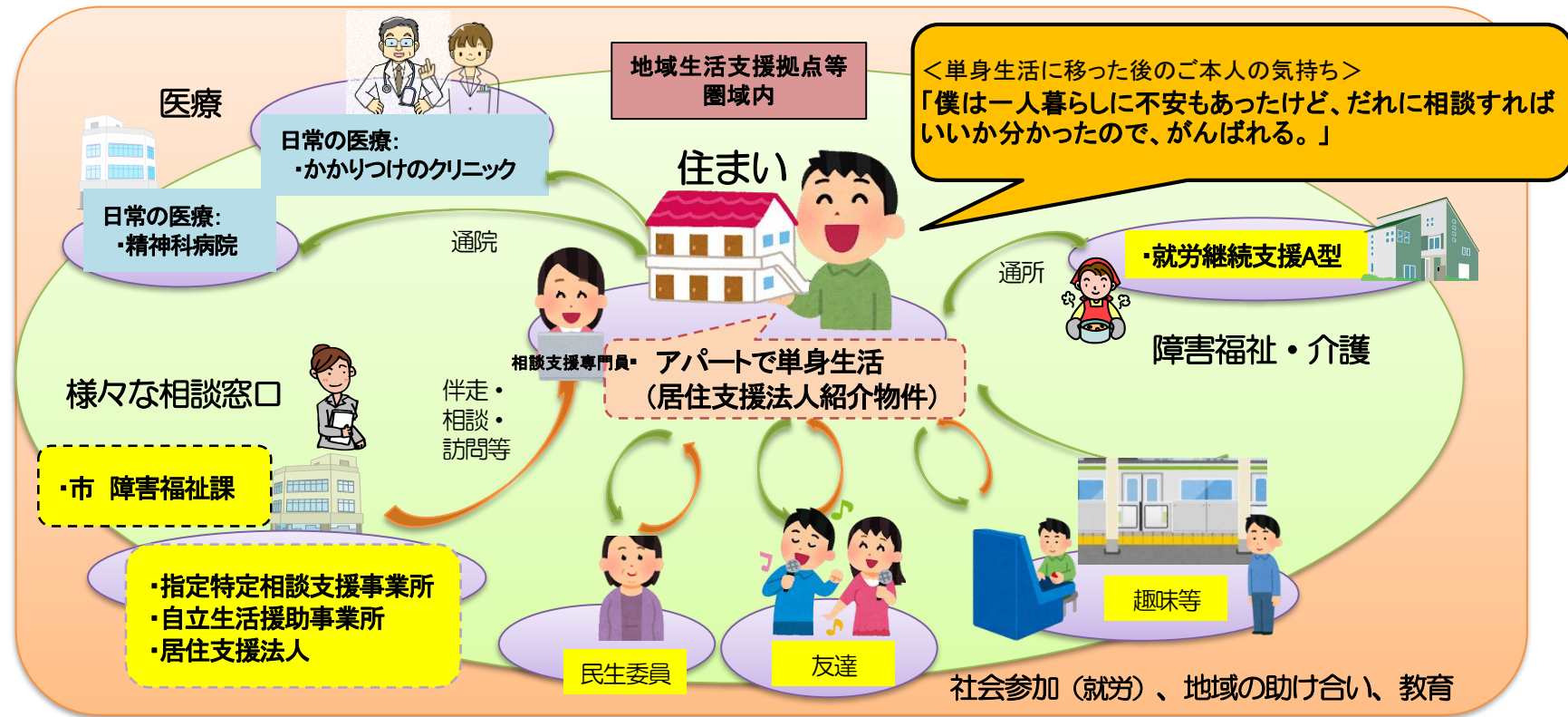
ネットワーク

- ・（自立支援）協議会や居住支援協議会、関係機関連絡会等へ参画
- ・大家、自治会等への普及啓発
- ・協力不動産店の開拓 等

- その他の法人の取り組み：
 - ・運営推進会議の設置（*年2回実施。地域交流、防災訓練実践報告 *行政、地域住民代表者、当事者団体、家族会、職員等）
 - ・第三者による利用者アンケートの実施
 - ・ピア活動（当事者活動） 等

グループホームから自立して生活する希望を持ち、単身生活に移行した方の事例
(単身生活に移行して1ヶ月後の状況)

【Cさんのサービス等利用計画での生活の希望】「グループホームから自立して生活したい」



| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|---------------|----------|----------|----------|----------|--------|---|
| 午前 | 精神科病院 (1/2週間) | 就労継続支援A型 | 就労継続支援A型 | 就労継続支援A型 | 就労継続支援A型 | | |
| 午後 | 就労継続支援A型 | 自立生活援助 | | 自立生活援助 | | 自立生活援助 | |

* 計画相談モニタリング(毎月) 自立生活援助は週3日訪問等、必要は随時対応、金銭についての支援、毎日晚ご飯は配食サービス
* 不調時には精神科病院受診 * 休日...土曜・日曜: 友達と交遊

現行グループホーム（介護サービス包括型・東京都通過型）実践例

○ 一定期間の中で、一人ひとりの生活のしづらさに合わせて対象者ごとに個別支援メニューを作成し、 本人と見直しをしながら支援

※ 個々の状況に応じて一人暮らし等に向けた個別支援計画（本人のできることを伸ばし、できないことは何で補うか等）を作成し、2～3年間で一人暮らしにつなげている。

○定員... 5名、サテライト2名 合計7名

○対象者像...精神障害者、精神障害+知的障害、発達障害等

○利用期間... 2～3年

○利用者の障害支援区分...区分2～区分3

【人員体制】常勤2名、非常勤1名 *職員は全て精神保健福祉士又は社会福祉士

・管理者、世話人兼務（常勤）...1名 ・サービス管理責任者、世話人兼務（常勤）...1名 ・世話人、生活支援員（週2～3日勤務）...1名

<直近3年の実績（H30～R2）：利用実人数11名>

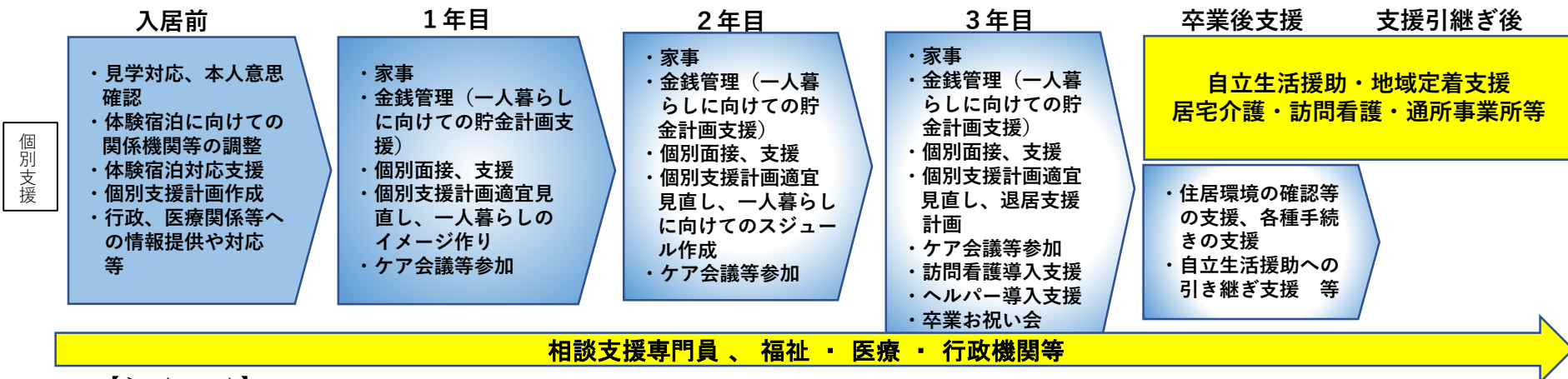
入居前住居等：精神科病院5名（入退院の繰り返し、30年以上の長期入院等）、実家4名、その他（更生保護施設、宿泊型自立訓練等）2名

入居中の日中活動先：障害者雇用、就労継続支援B型、自立訓練(生活訓練)、医療機関デイケア 等

退居後の住居等：退居者6名（内訳：アパート等単身生活5名、他のグループホーム1名）

入居中の支援：
 ・一人暮らし等に向けた相談、家事、金銭管理の支援（決まった額の中でどう使えるか、貯金できるか等）、服薬確認、同行支援（通院・役所・買い物等）、本人と振り返り、退居したOBとの食事会等を実施
 ・入居後3ヶ月は、日常生活に係るチェックリストを活用して毎日振り返りを実施
 ・退居に向けた住居の確保や関係機関との調整等の支援を実施

退居後の支援：自立生活援助を活用した支援、元退居者を夕食会・お茶会へ招待、避難訓練の参加等



【ネットワーク】

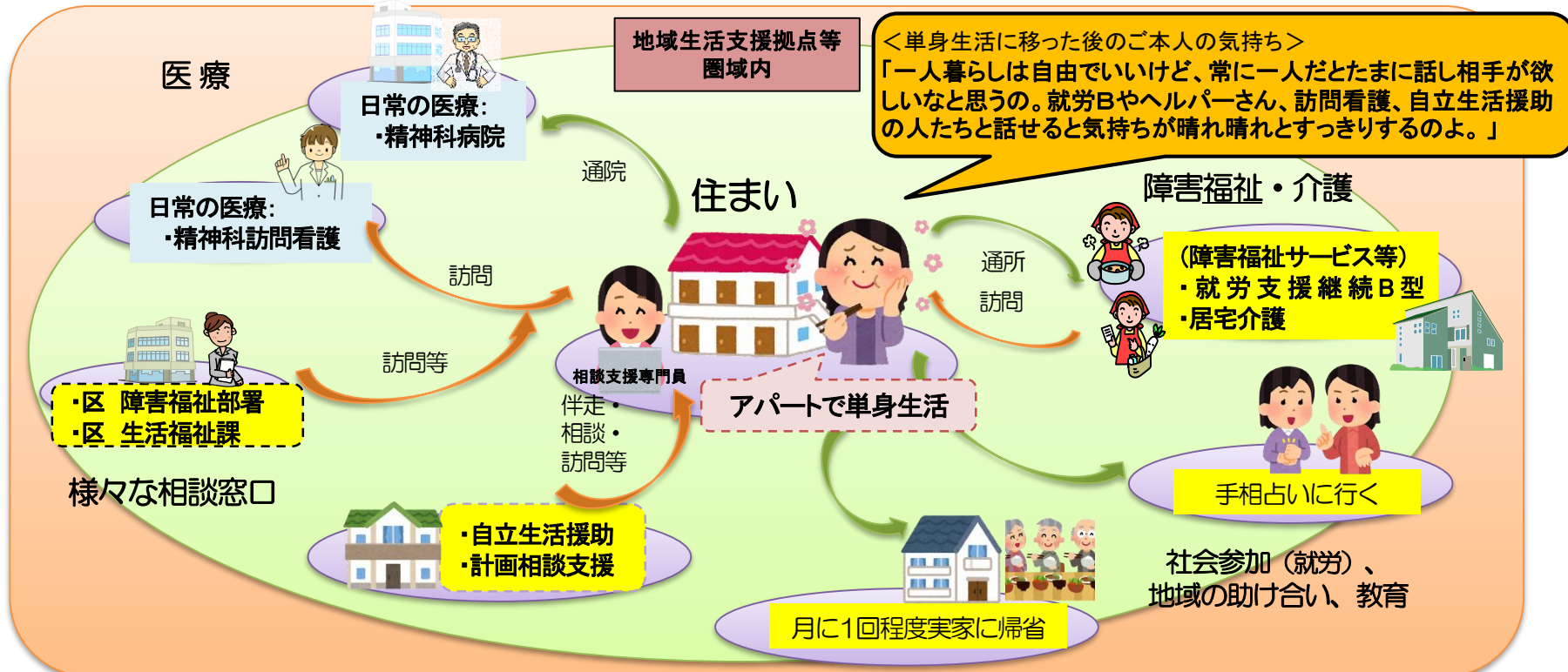
- ・区市町村グループホーム連絡会 1回/2月 区市町村職員も適宜参加、事例検討、地域の社会資源見学、互いのグループホーム見学、情報交換等
- ・精神障害者グループホーム連絡会 1回/1月 都の職員も適宜参加、グループホームの支援や運営等の相談、情報交換や研修の実施等
- ・区市町村自立支援協議会地域移行支援部会 1回/2月 精神科病院入院中の方の地域生活移行支援のニーズ調査等

精神科病院30年入院から地域移行支援を受けて通過型グループホームへ退院。
その後、単身生活に移行して、就労継続支援B型や自立生活援助、訪問看護、居宅介護を利用しながら生活している方の事例。（単身生活に移行して約半年後の状況）

Dさんへのグループホーム入居中の支援：30年ぶりの地域での暮らしだったが、職員に相談したり買い物やコンサートへ一緒に行ったりして楽しい経験をする中で、少しずつ自信を取り戻し、生活の勤を取り戻していった。

【Dさんのサービス等利用計画での生活の希望】

長期の入院生活を経てグループホームで3年暮らし、一人暮らしへと移行。安心して一人暮らしをしていきたい。



| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|-------|-------------|-------|-------|---|-----------------|--------|
| 午前 | | 精神科 訪問看護 | | | | 精神科病院 (1/1月) | |
| 午後 | 就労継続B | 就労継続B | 就労継続B | 就労継続B | | 居宅介護 (1.5時間) | 自立生活援助 |

* 計画相談モニタリング、自立生活援助は週1日訪問等、郵便書類等の確認、必要は随時対応、週4日配食弁当注文

* 不調時には訪問看護携帯対応・自立生活援助携帯対応

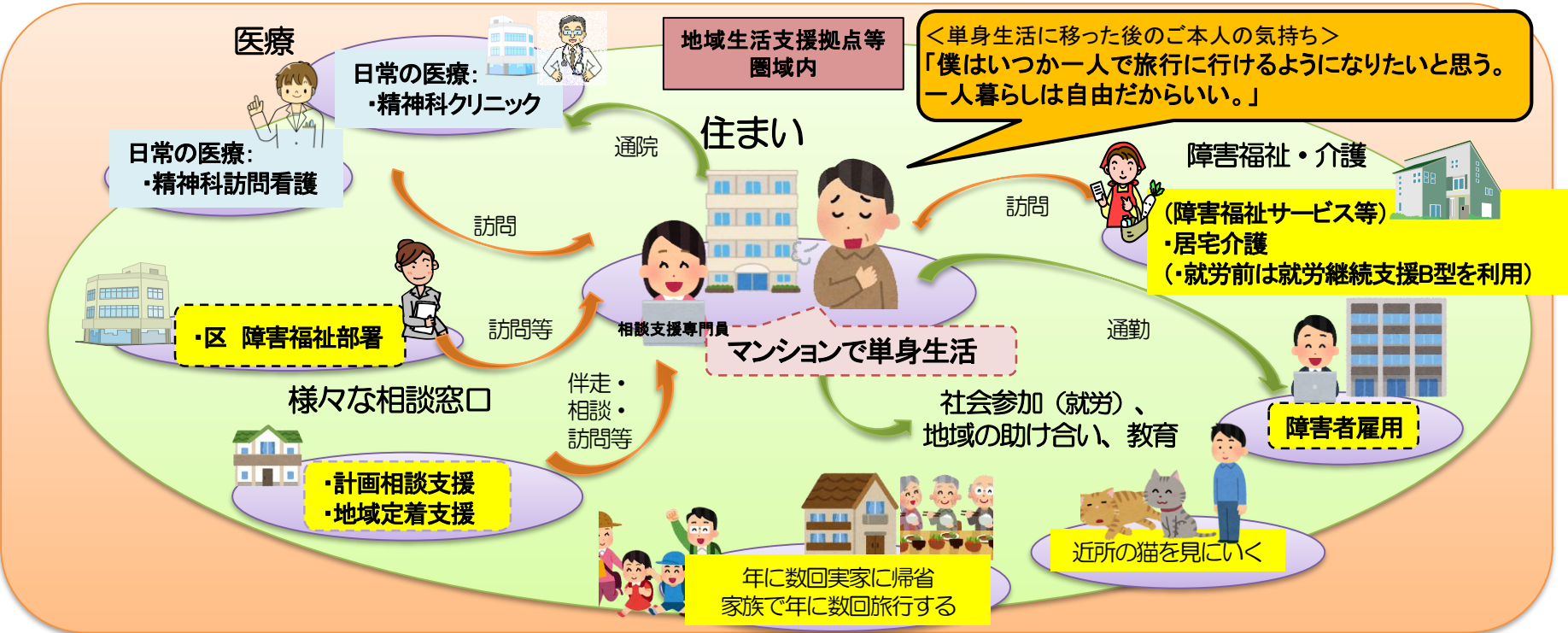
* 休日...月1回程度実家に帰省

Eさん 30代
知的障害・精神障害
障害支援区分3

入退院を繰り返した後に知的障害者向けのグループホームに入所も、精神症状等もあり再入院と共に退居となる。その後、宿泊型自立訓練を経て、一人暮らしを目指すために通過型グループホームへ。一人暮らしを見越した生活支援を2年半利用した後に単身生活を開始した方の事例。（グループホーム1年6ヶ月→サテライト1年→サテライトの住居を本人契約に切り替えて単身生活となり約1年の状況）

Eさんへのグループホーム入居中の支援：生活力はあるものの、共同生活や恋愛等で思うようにならない時のストレスで荒れてしまっていた。職員と一緒に対処法を考えたり、Eさんのできていることを伝えたりしていく中で自分なりに過ごしていけるようになった。

【Eさんのサービス等利用計画での生活の希望】一人暮らしを目指しグループホームを利用。入居後2年半で一人暮らしへ。安心してひとり暮らししていきたい。



| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|---------------|---------------|-------------|---------------|---------------|------|---|
| 午前 | 就労 (障害者雇用) | 就労 (障害者雇用) | 通院1/3週 | 就労 (障害者雇用) | 就労 (障害者雇用) | 居宅介護 | |
| 午後 | | | 精神科 訪問看護 | | | | |

* 計画相談モニタリング、自立生活援助は終了したが困ったことがあると職員に電話することができる。* 不調時には地域定着、訪問看護携帯対応

(参考)グループホームの退居者の状況

- 東京都では、グループホームの定員に対する「一人暮らし又はパートナーとの暮らし」の退居者数の割合が高い。
 ⇒ 全国1.2%、東京都(全体)3.6%、東京都(通過型)16.9%

| | 事業所数 | 定員数 (令和3年7月1日 時点) | 退居者数 (令和2年度中) | 退居後の行先・状況 | |
|------------|-------|-------------------------|------------------|-----------------------|------------|
| | | | | 一人暮らし又はパート ナーとの暮らし | 家族・親族との同居 |
| 全国 | 3,456 | 55,952 | 3,438 (6.1%) | 693 (1.2%) | 534 (1.0%) |
| うち東京都(全体) | 276 | 3,778 | 343 (9.1%) | 137 (3.6%) | 52 (1.4%) |
| 東京都(通過型) | 63 | 623 | 179 (28.7%) | 105 (16.9%) | 17 (2.7%) |
| 東京都(通過型以外) | 213 | 3,155 | 164 (5.2%) | 32 (1.0%) | 35 (1.1%) |

※令和3年度障害者総合福祉推進事業「グループホームの運営及び支援内容等の実態把握のための調査」
 事業所調査に回答があった3,456事業所のデータ

(参考)一人暮らし等に向けた支援の実施状況(一人暮らし等の実現可能性別)

○ 東京都では、「グループホームにおける一定期間の支援があれば一人暮らし等が可能と思われる者」に対する「一人暮らし等に向けた支援」の実施率が高い。
 ⇒ 全国41.7%、東京都(全体)60.7%、東京都(通過型)89.8%

| | 一人暮らし等の実現可能性(職員の見立て) | 一人暮らし等に向けた支援の実施有無 | | | | | | |
|------------|-----------------------------|-------------------|--------|---------|---------|---------|-------|---------|
| | | 合計 | 実施している | | 実施していない | | 無回答 | |
| 全国 | すぐに可能 | 815 | 393 | (48.2%) | 394 | (48.3%) | 28 | (3.4%) |
| | グループホームでの一定期間の支援があれば可能と思われる | 8,200 | 3,417 | (41.7%) | 4,362 | (53.2%) | 421 | (5.1%) |
| | 困難 | 35,717 | 2,254 | (6.3%) | 30,220 | (84.6%) | 3,243 | (9.1%) |
| | その他 | 1,015 | 199 | (19.6%) | 728 | (71.7%) | 88 | (8.7%) |
| | 無回答 | 4,287 | 89 | (2.1%) | 812 | (18.9%) | 3,386 | (79.0%) |
| | 合計 | 50,034 | 6,352 | (12.7%) | 36,516 | (73.0%) | 7,166 | (14.3%) |
| うち東京都(全体) | すぐに可能 | 95 | 63 | (66.3%) | 28 | (29.5%) | 4 | (4.2%) |
| | グループホームでの一定期間の支援があれば可能と思われる | 755 | 458 | (60.7%) | 275 | (36.4%) | 22 | (2.9%) |
| | 困難 | 2,345 | 173 | (7.4%) | 1,935 | (82.5%) | 237 | (10.1%) |
| | その他 | 60 | 17 | (28.3%) | 42 | (70.0%) | 1 | (1.7%) |
| | 無回答 | 181 | 1 | (0.6%) | 27 | (14.9%) | 153 | (84.5%) |
| | 合計 | 3,436 | 712 | (20.7%) | 2,307 | (67.1%) | 417 | (12.1%) |
| 東京都(通過型) | すぐに可能 | 57 | 52 | (91.2%) | 2 | (3.5%) | 3 | (5.3%) |
| | グループホームでの一定期間の支援があれば可能と思われる | 342 | 307 | (89.8%) | 25 | (7.3%) | 10 | (2.9%) |
| | 困難 | 132 | 38 | (28.8%) | 67 | (50.8%) | 27 | (20.5%) |
| | その他 | 15 | 13 | (86.7%) | 2 | (13.3%) | 0 | (0.0%) |
| | 無回答 | 26 | 1 | (3.8%) | 1 | (3.8%) | 24 | (92.3%) |
| | 合計 | 572 | 411 | (71.9%) | 97 | (17.0%) | 64 | (11.2%) |
| 東京都(通過型以外) | すぐに可能 | 38 | 11 | (28.9%) | 26 | (68.4%) | 1 | (2.6%) |
| | グループホームでの一定期間の支援があれば可能と思われる | 413 | 151 | (36.6%) | 250 | (60.5%) | 12 | (2.9%) |
| | 困難 | 2,213 | 135 | (6.1%) | 1,868 | (84.4%) | 210 | (9.5%) |
| | その他 | 45 | 4 | (8.9%) | 40 | (88.9%) | 1 | (2.2%) |
| | 無回答 | 155 | 0 | (0.0%) | 26 | (16.8%) | 129 | (83.2%) |
| | 合計 | 2,864 | 301 | (10.5%) | 2,210 | (77.2%) | 353 | (12.3%) |

※令和3年度障害者総合福祉推進事業「グループホームの運営及び支援内容等の実態把握のための調査」

※事業所調査においてケース票に回答があった事業所の利用者数を集計。都道府県が不明の事業所の利用者は除外(429件)。

(参考)東京都の通過型グループホーム

○ 東京都においては、グループホームからの単身生活への移行を図るための支援を行う通過型グループホームの制度を設けている。

| | 精神障害者を主な対象とするグループホーム |
|--------|---|
| 趣旨 | <ul style="list-style-type: none">・障害者が地域で自立した生活ができるよう、居住の場の提供と日常生活において必要な援助を行うとともに、グループホームから単身生活への移行を図るための取組や援助を行う。・単身生活への移行に当たっては、概ね3年間で単身生活へ移行できるよう取り組む。(入居者が、正当な理由無く長期にわたり利用することはできない) |
| 入居対象者 | 都内に在住の障害者であって、次に掲げる基準に3以上該当しているもの (1)日常生活を維持するに足りる収入があること (2)一定程度の自活能力があること (3)単身での生活又は家族での生活が困難又は適当でないこと (4)通院医療を継続していること |
| 定員等 | ユニットごとに指定するものとし、1ユニット(サテライト型を含み、国基準サテライト型住居を除く)の定員は4人から7人までとする |
| 設備基準 | 居室等のほか、交流室として、入居者等が交流することができる場所を有していること |
| 職員配置基準 | <ul style="list-style-type: none">(1)職員等は、専ら当該通過型の職務に従事できるものをもって充てること。(2)世話人、代替世話人及び顧問医をそれぞれ1名置くこと(世話人は常勤とする)(3)世話人には、精神保健福祉士又は社会福祉士等の国家資格を取得している者を配置すること。また、これによりがたいときは、相当の実務経験及び障害者の日常生活を適切に援助する能力のある者を配置すること。(4)顧問医には障害者等の対応に関し相当の経験を有する者をもって充てること。 |
| 報酬の加算 | 通過型加算 926円(1人当たり日額) |

第6期障害福祉計画における目標値設定の考え方

『障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針』
 (平成29年厚生労働省告示第116号。最終改正は令和2年厚生労働省告示第213号)

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 令和元年度末時点において福祉施設に入所している障害者（施設入所者）のうち、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。
- 当該目標値の設定に当たっては、
 - ① 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること
 - ② 令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本に設定する。

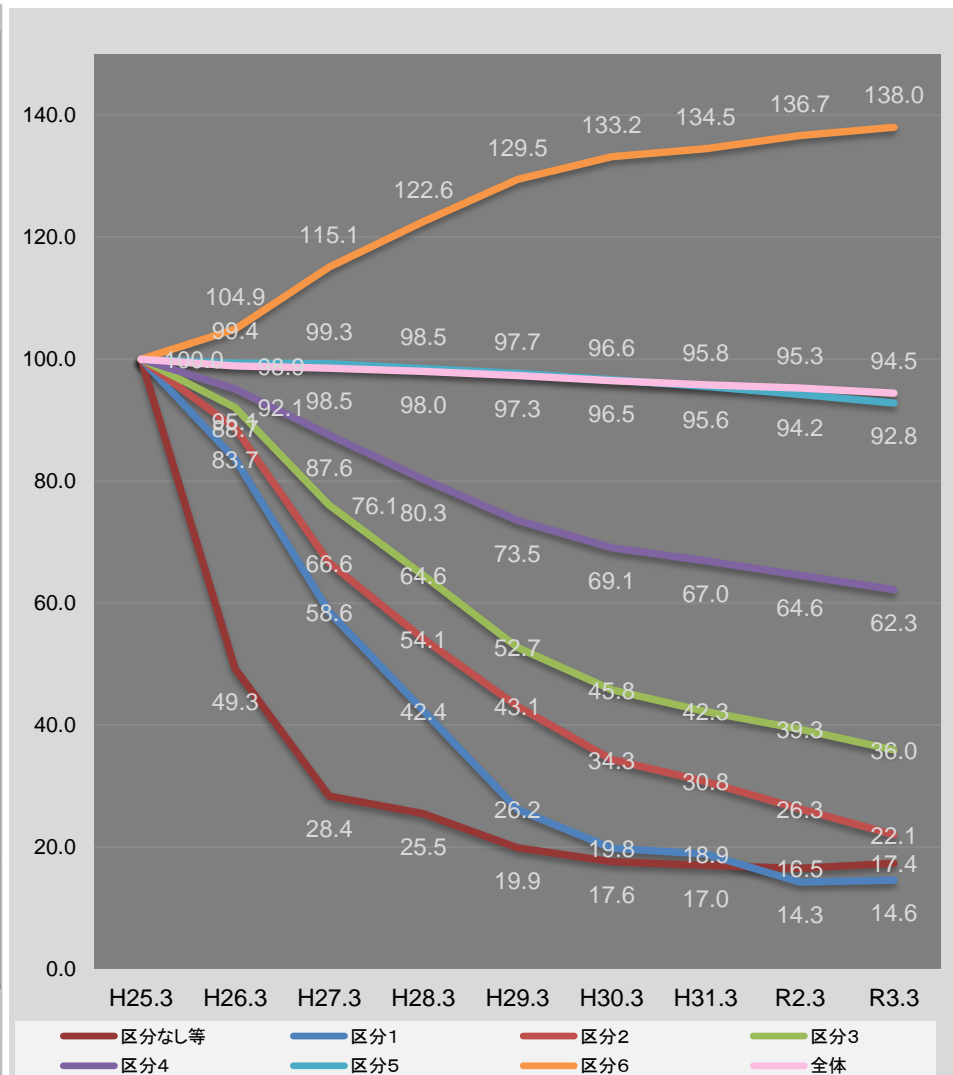
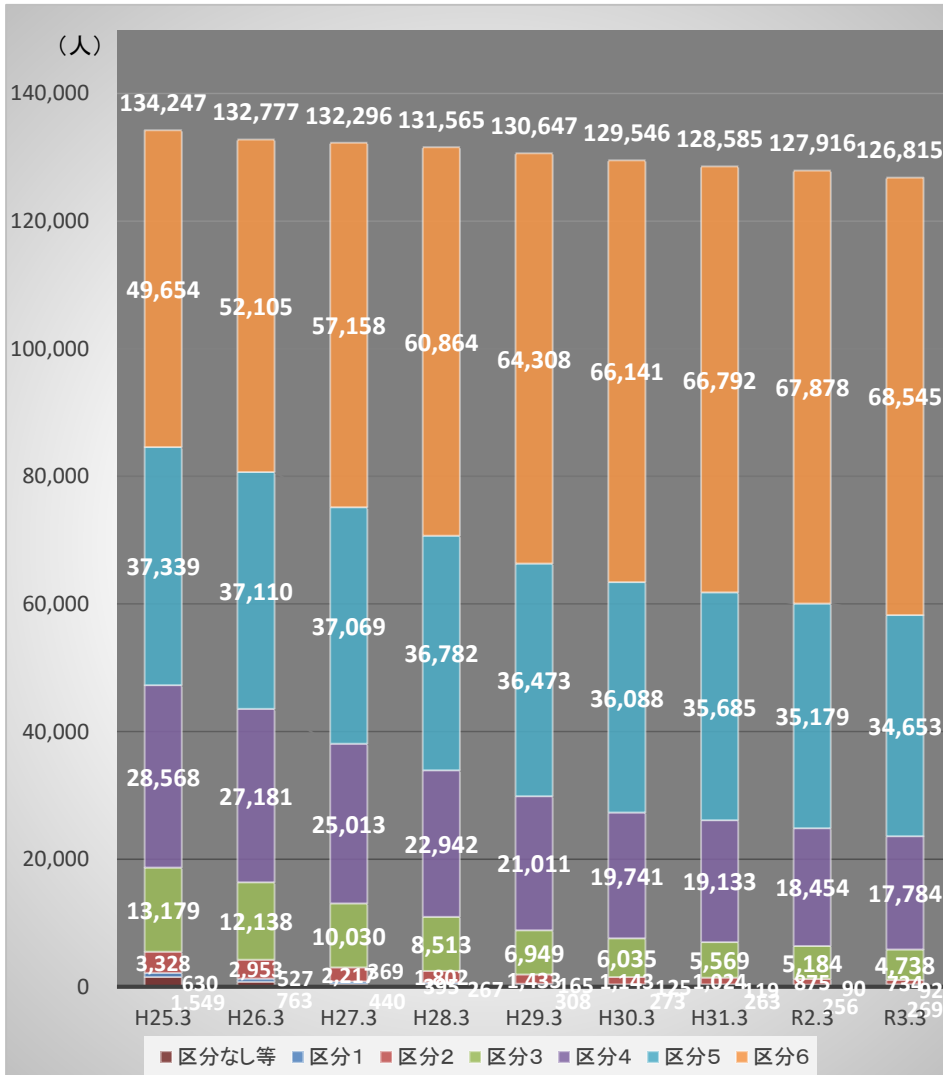
施設入所者の重度化・高齡化を踏まえた設定

【参考】目標値の推移

| | 第1～2期(平成18～23年度) | 第3期(平成24～26年度) | 第4期(平成27～29年度) | 第5期(平成30～32年度) | 第6期(令和3～5年度) |
|-------------|--------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| ①施設入所者の地域移行 | | | | | |
| 目標値(基本指針) | 10% (平成17年10月1日～23年度末) 【6.5年間】 | 30% (平成17年10月1日～26年度末) 【9.5年間】 | 12% (平成25年度末～29年度末) 【4年間】 | 9% (平成28年度末～32年度末) 【4年間】 | 6% (令和元年度末～5年度末) 【4年間】 |
| 都道府県の目標の集計値 | 14.5% | 25.2% | 12.0% | 8.0% | — |
| ②施設入所者数の削減 | | | | | |
| 目標値(基本指針) | ▲7% (平成17年10月1日～23年度末) 【6.5年間】 | ▲10% (平成17年10月1日～26年度末) 【9.5年間】 | ▲4% (平成25年度末～29年度末) 【4年間】 | ▲2% (平成28年度末～32年度末) 【4年間】 | ▲1.6% (令和元年度末～5年度末) 【4年間】 |
| 都道府県の目標の集計値 | ▲8.4% | ▲15.4% | ▲3.8% | ▲2.2% | — |

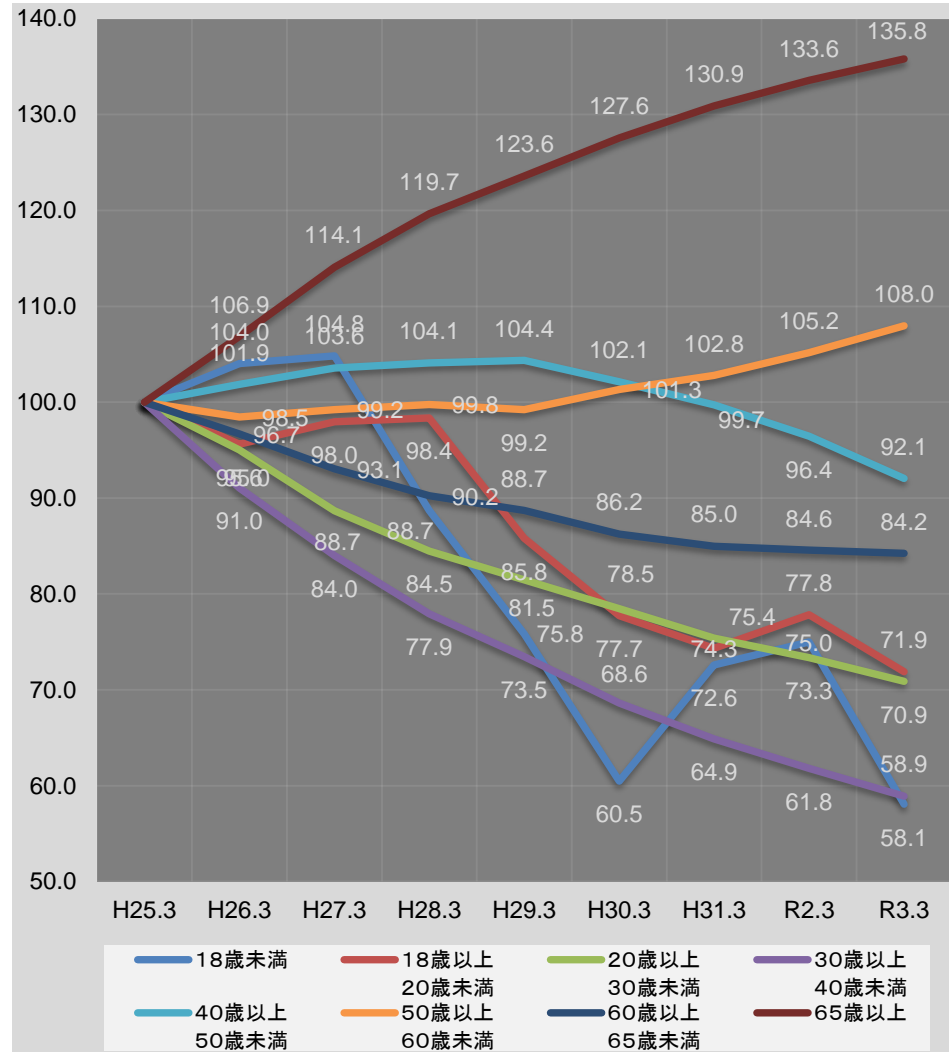
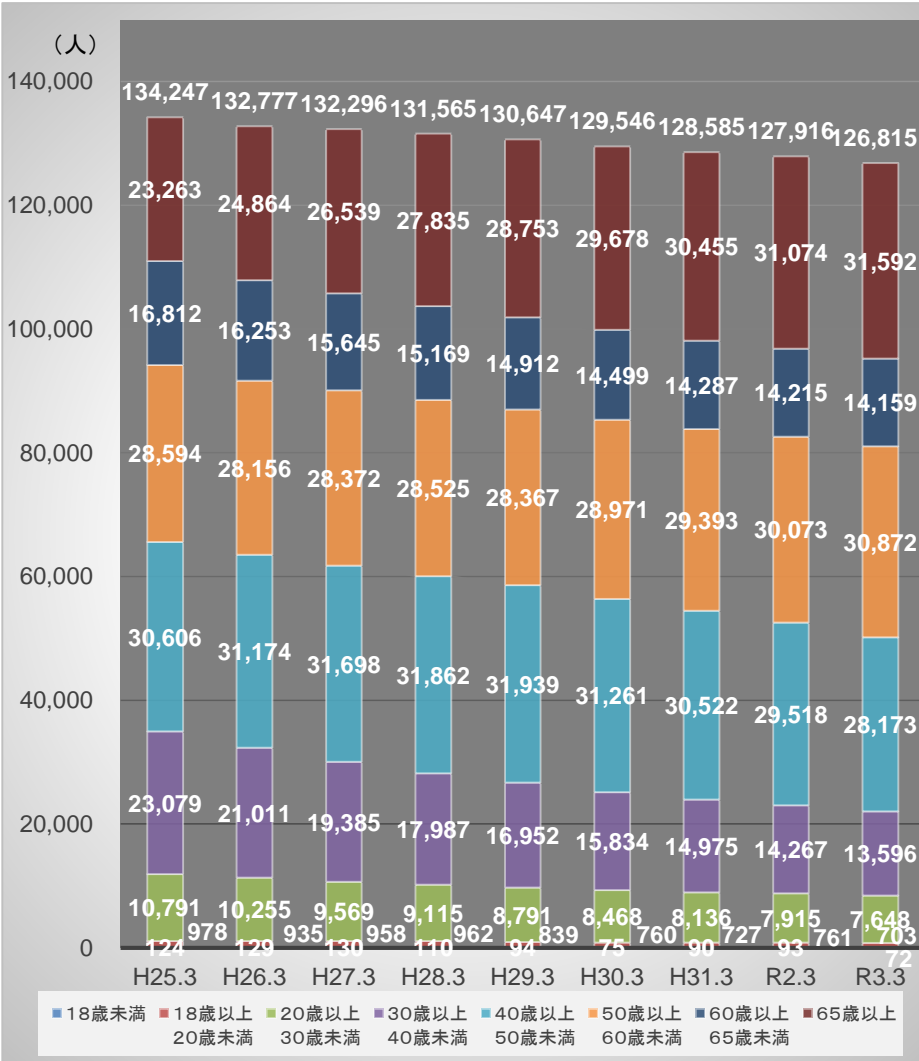
施設入所支援の利用者数の推移(障害支援区分別)

- 障害支援区分別の利用者数について、令和3年3月時点と平成25年3月時点と比較すると、
- ・ 区分1は85.4%減少、区分2は77.9%減少、区分3は64.0%減少、区分4は37.7%減少、区分5は7.2%減少となっている。
 - ・ 区分6は38.0%増加となっている。



施設入所支援の利用者数の推移(年齢階級別)

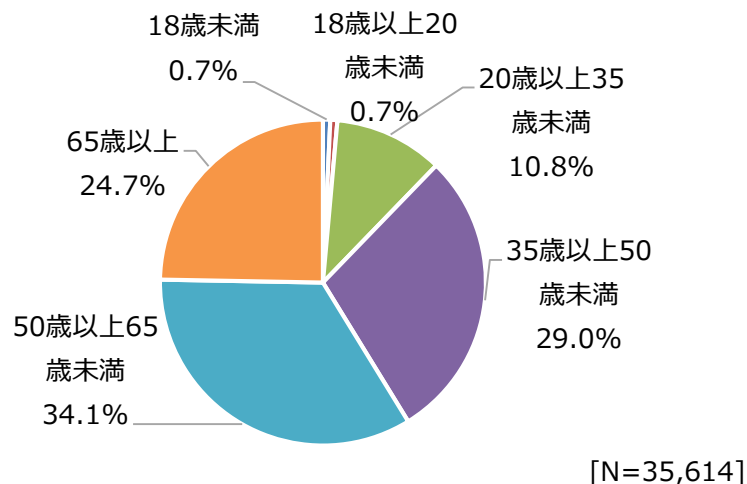
- 年齢階級別の利用者数について、令和3年3月時点と平成25年3月時点と比較すると、
 - ・ 20歳以上30歳未満は29.1%減少、30歳以上40歳未満は41.1%減少となっている。
 - ・ 50歳以上60歳未満については8.0%増加、65歳以上については35.8%増加となっている。



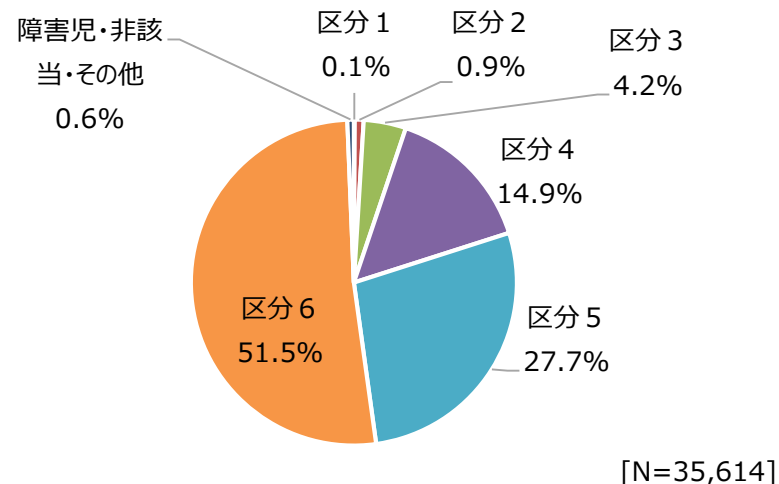
施設入所支援の利用者の年齢別・障害支援区分別・障害特性別構成比

実利用者数は、平均で52.6人、年齢区分は50歳以上65歳未満が多くなっている。

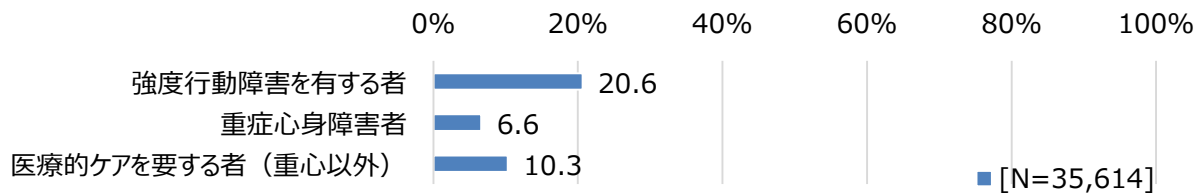
年齢別



障害支援区分別



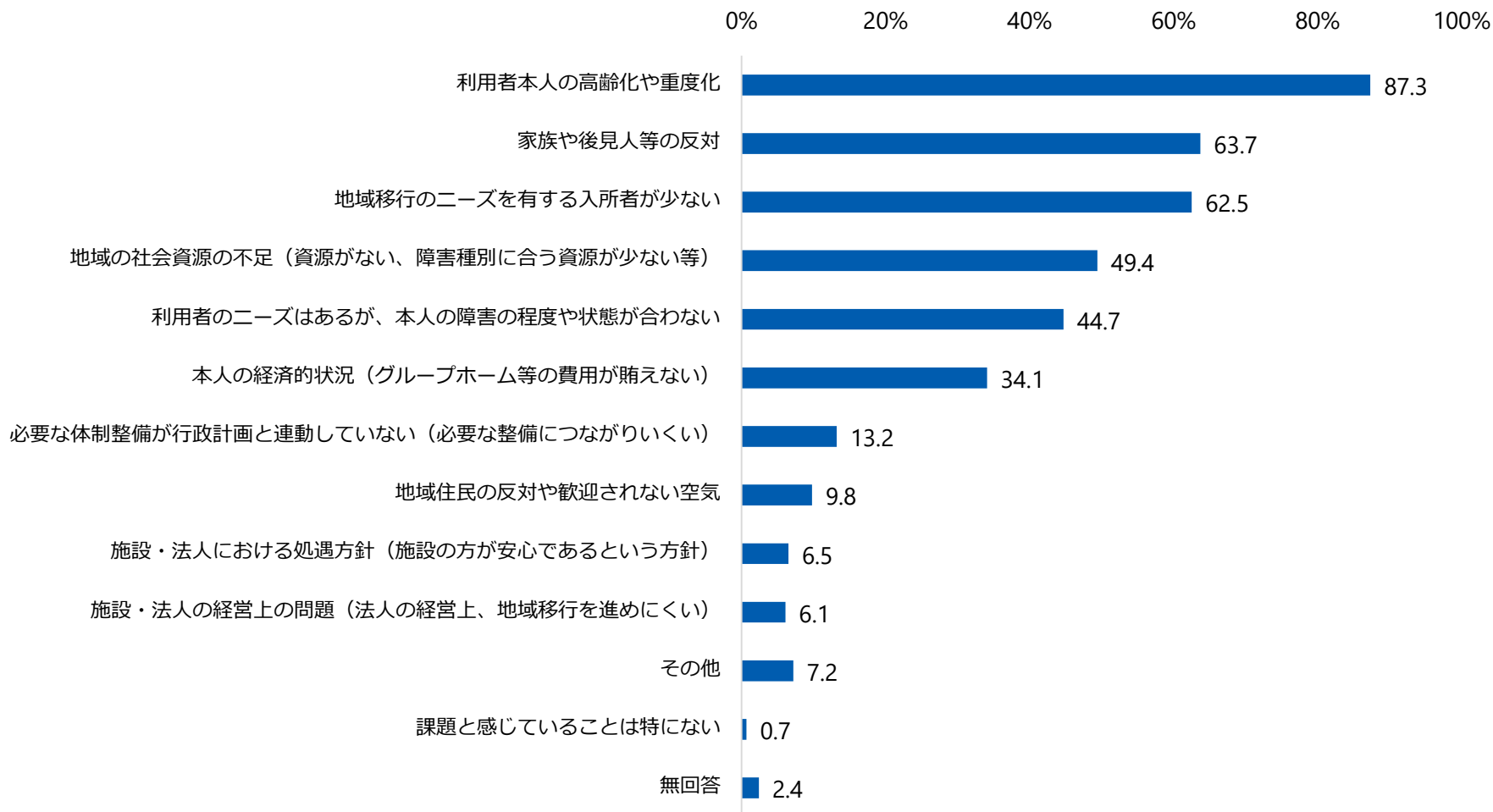
障害特性別



「障害者支援施設における地域移行の実態調査及び意思決定支援の取り組み推進のための調査研究事業」(令和2年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業)

入所者の地域移行を進める上での課題（上位5つまで）※施設職員の回答

調査対象 2544施設
回答施設 992施設(回答率39.0%)



參考資料

グループホームの概要

- ☆ 障害のある方が**地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場。**
- ☆ 1つの住居の利用者数の平均は**6名程度。**

具体的な利用者像

- ☆ 単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい方
- ☆ 一定の介護が必要であるが、施設ではなく地域の中で暮らしたい方
- ☆ 施設を退所して、地域生活へ移行したいがいきなりの単身生活には不安がある方 など

具体的な支援内容

- ☆ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- ☆ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

必要な設備等

- ☆ **共同生活住居ごとに1以上のユニットが必要**
- ☆ **ユニットの入居定員は2人以上10人以下**
- ☆ 居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設ける
- ☆ 居室の定員：原則1人
- ☆ 居室面積：収納設備を除き**7.43㎡**

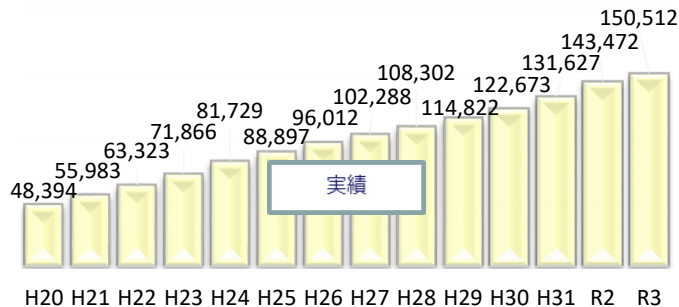
★住宅地に立地

★入居定員は原則10名以下

- ※ 既存の建物を利用する場合は20名以下、都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下とすることができる。
- ※ 日中サービス支援型の場合、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができる。(定員の合計は20人以下)

利用者数の推移

R3.9月実績



出典：国保連データ（各年度末月）

| | グループホーム（共同生活援助） | | |
|-------------|--|--|--|
| | （介護サービス包括型） | （日中サービス支援型） | （外部サービス利用型） |
| 利用対象者 | 障害支援区分にかかわらず利用可能 | | |
| サービス内容 | 主に夜間における食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の援助 | | |
| 介護が必要な者への対応 | 当該事業所の従業者により介護サービスを提供 | 当該事業所の従業者により常時の介護サービスを提供 | 外部の居宅介護事業所に委託 |
| 報酬単位 | 世話人の配置及び障害支援区分に応じて 667単位～170単位 | 世話人の配置及び障害支援区分に応じて 1,105単位～252単位 | 世話人の配置に応じて 243単位～114単位 標準的な時間に応じて（受託居宅介護サービス） 96単位～ |
| 事業所数 | 9,134事業所 | 419事業所 (平成30年4月～) | 1,300事業所 |
| 利用者数 | 129,252人 | 5,858人 (平成30年4月～) | 15,402人 |

利用者数合計 150,512人

事業所数・利用者数については、国保連令和3年9月サービス提供分実績

グループホーム3類型の比較

| | | 介護サービス包括型 | 日中サービス支援型 | 外部サービス利用型 |
|------------------------|--|---|---|--|
| 定員 | | <ul style="list-style-type: none"> ・定員 新築建物は10名以下 既存建物は20名以下 (都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下) ・共同生活住居 原則2～10名 | <ul style="list-style-type: none"> ・定員 20名以下+短期入所1～5名 (都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下) ・共同生活住居 2～10名 | <ul style="list-style-type: none"> ・定員 新築建物は10名以下 既存建物は20名以下 (都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下) ・共同生活住居 原則2～10名 |
| 住居 | | ・住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ入所施設又は病院の敷地外にあること。 | | |
| 設備 | | <ul style="list-style-type: none"> ・共同生活住居は、1以上のユニットを有すること。 ・ユニットの居室面積: 収納設備等を除き、7.43平方メートル以上を確保すること。 | | |
| 人員基準等 | 管理者 | 常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの | | |
| | サービス管理責任者 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数が30人以下: 1人以上 ・利用者数が31人以上: 1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 | | |
| | 世話人 | 6:1以上 (報酬上は4:1～6:1) | 5:1以上 (報酬上は3:1～5:1) | 6:1以上 ※平成26年4月1日において現存する事業所は当面の間、10:1 (報酬上は4:1～6:1、10:1) |
| | 生活支援員 | 障害支援区分に応じ (区分6)2.5:1 ~ (区分3)9:1以上 | | なし(介護の提供は受託居宅介護事業所が行う) |
| | 夜間支援 | なし (夜勤や宿直の配置、常時の連絡体制を確保している場合は加算で評価) | 1名以上の夜勤職員の配置が必要 (加配した場合は加算で評価) | なし (夜勤や宿直の配置、常時の連絡体制を確保している場合に加算で評価) |
| | 日中支援 | なし (日中に支援を行った場合に加算で評価) | 1名以上の職員の配置が必要 | なし (日中に支援を行った場合に加算で評価) |
| | 個人単位ヘルパー利用 (R6.3.31までの経過措置) | 以下の要件を満たす場合に利用が可能。 (1)障害支援区分4以上、かつ、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の対象者 (2)障害支援区分4以上、かつ、次の①及び②の要件をいずれも満たす者 ① 個別支援計画にホームヘルプサービスの利用が位置付けられていること。 ② ホームヘルプサービス利用について市町村が必要と認めること。 | | なし |
| 報酬 | 世話人の配置及び支援区分に応じて 667単位/日～170単位/日 ※各種加算あり | 世話人の配置及び支援区分に応じて 1,105単位/日～252単位/日 (日中共同生活住居以外で過ごす場合の報酬もあり) ※各種加算あり | 世話人の配置に応じて 243単位/日～114単位/日 (区分2以上の者は受託居宅介護サービス費を算定可) ※各種加算あり | |
| 事業者数 (令和3年9月国保連データ) | 9,134事業所 | 419事業所 | 1,300事業所 | |
| 利用者数 (令和3年9月国保連データ) | 129,252人 | 5,858人 | 15,402人 | |

グループホームと宿泊型自立訓練の比較

| | グループホーム(共同生活援助) | 宿泊型自立訓練(生活訓練) |
|------|--|--|
| 支援内容 | 共同生活住居において、相談、入浴、排泄又は食事の介護、家事等の日常生活上の支援を実施 | 居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施 |
| 対象者 | 障害者 | 障害者 |
| 定員 | 共同生活住居 2～10名 ※ 新築は10名以下、既存の建物を利用する場合は20名以下、都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下 ※ 日中サービス支援型の場合、新築20人以下 | 20人以上 (日中サービス部分の自立訓練を併せて行う事業所は10人以上) |
| 立地 | 住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域 | 特に制限なし |
| 利用期間 | 特に制限なし(サテライト型については概ね3年) | 2年又は3年(長期間入院等していた者) |
| 利用者数 | 150,512人 | 3,029人 |
| 事業者数 | 10,853事業所 | 230事業所 |
| 報酬 | 介護サービス包括型 世話人の配置及び支援区分に応じて667単位/日～170単位/日 日中サービス支援型 話人の配置及び支援区分に応じて1,105単位/日～252単位/日 外部サービス利用型 世話人の配置に応じて 243単位/日～114単位/日 | 271単位(標準利用期間を超過した場合は164単位)/日 |

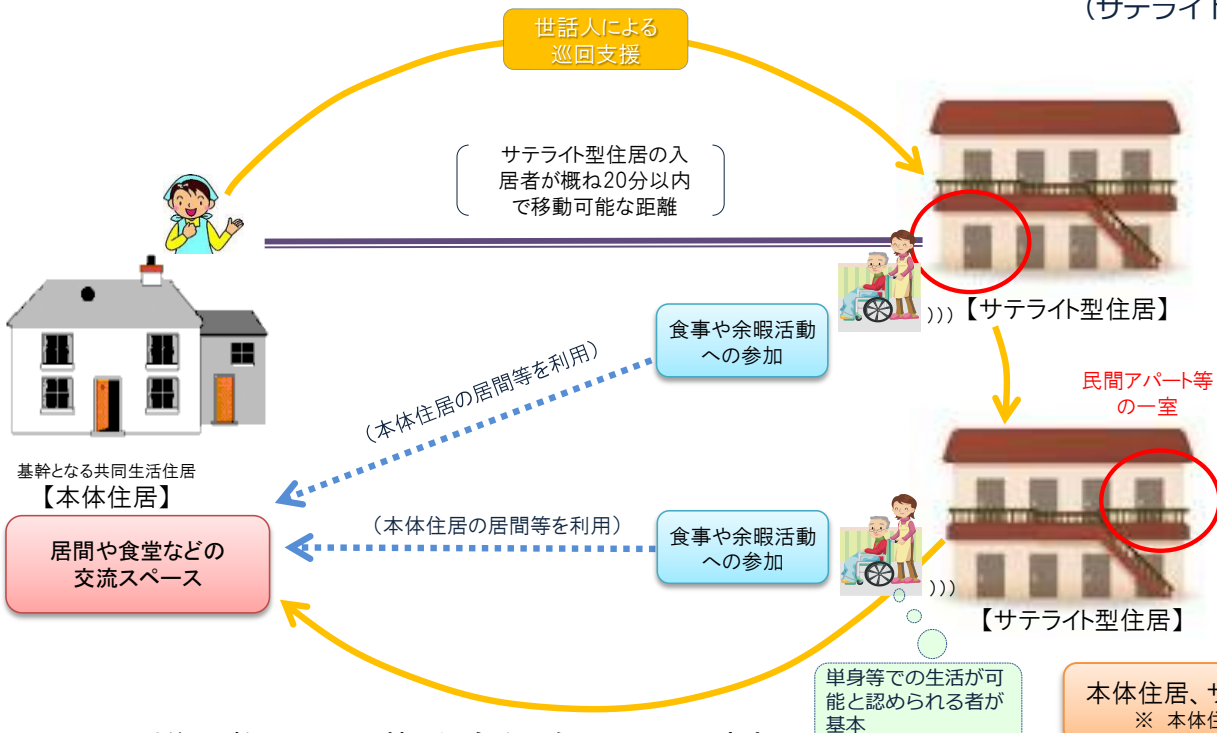
グループホーム（サテライト型）の概要

- 地域生活への移行を目指している障害者やグループホームを利用している障害者の中には、共同住居よりも**単身での生活を望む人がいる**
- 少人数の事業所が経営安定化の観点から、定員を増やそうとしても**近隣に入居人数など条件にあった物件がなく**、また、物件が見つかって**も界壁の設置など大規模改修が必要となるケースも少なくない**との声がある。



共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、グループホームの新たな支援形態の1つとして本体住居との密接な連携（入居者間の交流が可能）を前提として、原則3年以内に一般住宅へ移行することを目標に、**ユニットなど一定の設備基準を緩和した1人暮らしに近い形態のサテライト型住居の利用も可能**

（サテライト型住居を設置する場合のグループホームの設備基準）



| | 本体住居 | サテライト型住居 |
|----------------|--|------------|
| 共同生活住居の入居定員 | 原則、2人以上10人以下 ※ | 1人 |
| ユニット（居室を除く）の設備 | 居間、食堂等の利用者が相互に交流を図ることができる設備 | 本体住居の設備を利用 |
| ユニットの入居定員 | 2人以上10人以下 | — |
| 設備 | ・日常生活を営む上で必要な設備 ・サテライト型住居の利用者から適切に通報を受けられる通信機器（携帯電話可） | |
| 居室の面積 | 収納設備を除き7.43㎡ | |

（※）サテライト型住居の入居定員は本体住居の入居定員には含まないものとする（事業所の利用定員には含む）

本体住居、サテライト型住居（※）のいずれもグループホーム事業者が確保
※ 本体住居につき、2か所（本体住居の入居者が4人以下の場合は1か所）が上限

サテライト型住居数：1,752箇所（令和2年10月1日時点）

【出典】令和2年度 社会福祉施設等調査

障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

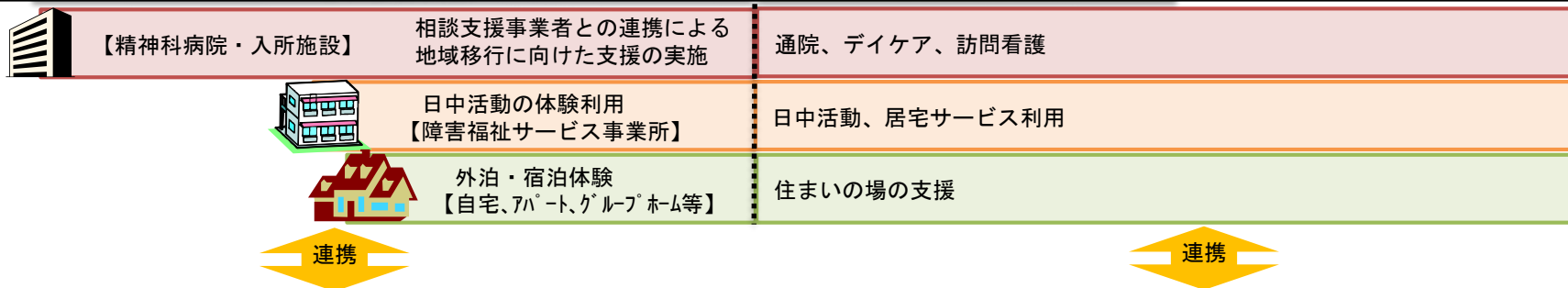
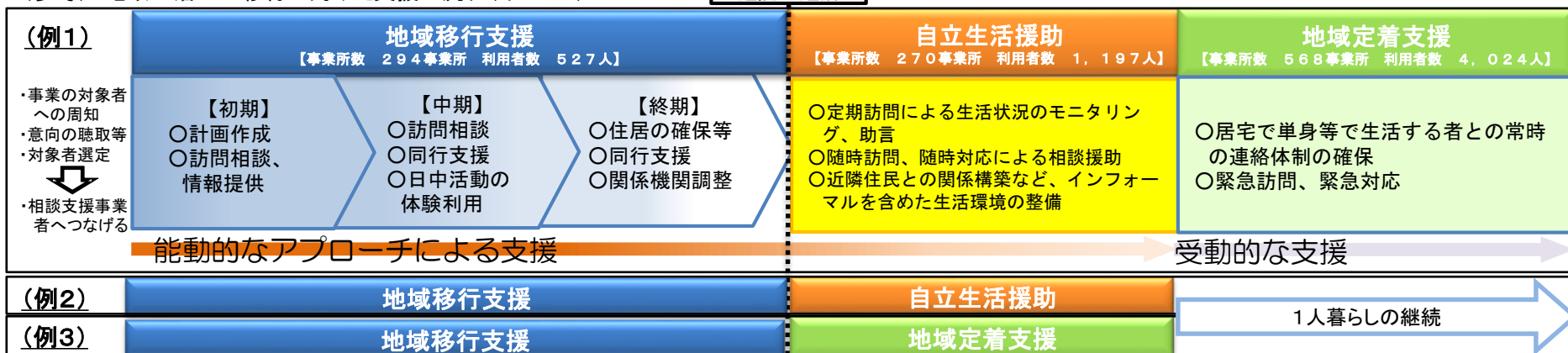
地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

- 地域移行支援： 障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】
- 自立生活援助： グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
- 地域定着支援： 居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)

退院・退所

【出典】令和3年9月サービス提供分(国民健康保険団体連合会データ)



自立支援協議会によるネットワーク化

市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター 等

地域生活への移行・地域生活支援に関するサービス

| | | 地域相談支援 | | 障害福祉サービス |
|------------------------|-----------|---|---|--|
| | | 地域移行支援 | 地域定着支援 | 自立生活援助(平成30年4月～) |
| 概要 | | 障害者支援施設や精神科病院等に入所・入院している障害者等につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するため相談等の必要な支援を行う。 ※利用者に対し概ね週に1回以上対面による支援 | 居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。 | 居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、自立した日常生活を営むための必要な援助を行う。 ※利用者に対し概ね週に1回以上訪問による支援 |
| 対象者 | | ①障害者支援施設、のぞみの園又は療養介護を行う病院に入所している障害者 ※児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象 ②精神科病院に入院している精神障害者 ③救護施設又は更生施設に入所している障害者 ④刑事施設、少年院に収容されている障害者 ⑤更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者 | ①居宅において単身であるための緊急時の支援が見込めない状況にある障害者 ②居宅において家族と同居している場合であって、当該家族等が障害、疾病等のため、緊急時の支援が見込めない状況にある障害者 | ①居宅において単身であるため、自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者 ②居宅において家族と同居している場合であって、当該家族等が障害、疾病等のため、自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者 |
| 給付決定期間 標準利用期間 | | 給付決定期間:6ヶ月 ※更なる更新は必要に応じ市町村審査会の個別審査を経て判断 | 給付決定期間:1年 ※更なる更新も可能 | 標準利用期間:1年 ※更なる更新は市町村審査会の個別審査を経た上で可能 |
| 設 備 | | 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えること。 | | |
| 人員基準 | 管理者 | 常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの | | |
| | サービス管理責任者 | なし | | ・利用者30人以下:1人以上 ・利用者31人以上:1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務可 |
| | 従業者 | ・専従の指定地域移行支援従事者 ・指定地域移行支援従事者のうち、1人以上は相談支援専門員であること | ・専従の指定地域定着支援従事者 ・指定地域定着支援従事者のうち、1人以上は相談支援専門員であること | 地域生活支援員を1人以上 ※利用者数25人に対し1人を標準 |
| 報 酬 (令和3年度) | | 前年度の地域移行した利用者数等に応じて、 ・地域移行支援サービス費(Ⅰ) 3,504単位/月 ・地域移行支援サービス費(Ⅱ) 3,062単位/月 ・地域移行支援サービス費(Ⅲ) 2,349単位/月 ※その他加算あり | ・体制確保費 306単位/月(毎月算定) ・緊急時支援費(Ⅰ) 712単位/日 (緊急時に居宅訪問又は滞在による支援を行った場合) ・緊急時支援費(Ⅱ) 95単位/日 (緊急時に電話による相談援助を行った場合) ※その他加算あり | 地域生活支援員の配置に応じて、 ・自立生活援助サービス費(Ⅰ) 退所等から1年以内 1,558単位または1,090単位/月 ・自立生活援助サービス費(Ⅱ) 上記以外の者 1,166単位または817単位/月 ※その他加算あり |
| 事業者数 (令和3年9月国保連データ) | | 294事業所 | 568事業所 | 270事業所 |
| 利用者数 (令和3年9月国保連データ) | | 527人 | 4,024人 | 1,197人 |

グループホームの運営及び支援内容等の実態把握のための調査 (令和3年度障害者総合福祉推進事業)

グループホームについて、利用者の状況や支援の実態、支援の質の確保の取組状況、地域におけるグループホームのニーズ等について、グループホーム事業所、利用者本人、市区町村に対する調査を実施。

事業所調査

■調査対象

全国10,825事業所（悉皆）

■回収状況

○回答者数

3,493事業所（回答率32.3%）

※ケース票は3,404事業所50,463人

※事業所職員がExcelファイルに入力し、メール回答

■主な調査項目

- ・事業所の基礎情報
- ・利用者の状況や支援の実態
- ・支援の質の確保の取組
- ・退居者の状況や退居後の支援

■調査時期 令和3年7月

利用者アンケート調査

■調査対象

622事業所の利用者4,000人（抽出）

※事業所調査において協力可能と回答があった事業所の利用者8,931人から無作為抽出

■回収状況

○回答者数

2,420人（回答率60.5%）

※Web回答 238人（9.8%）

紙面による郵送回答2,182人（90.2%）

※自分で答えた824人（34.1%）、職員に手伝ってもらった1,430人（59.2%）、職員以外の人に手伝ってもらった91人（3.8%）、無回答69人（2.9%）

■主な調査項目

- ・グループホームでの生活の満足度
- ・今後の生活の希望

■調査時期 令和3年8月

自治体調査

■調査対象

全国1,741市区町村（悉皆）

■回収状況

○回答者数

997市区町村（回答率57.3%）

※自治体職員がExcelファイルに入力し、メール回答

■主な調査項目

- ・グループホームのニーズ
- ・不足している障害者の状態像
- ・支援の質の確保の取組
- ・整備に当たって課題と考える事項

■調査時期 令和3年7月

1 グループホームでの生活の満足度や今後の生活の希望等について

グループホームでの生活（利用者アンケート調査）

利用者アンケート調査：回答者数2,420人

○グループホームでの生活の満足度 n=2,415人

満足している947人（39.2%）、まあまあ満足している810人（33.5%）、どちらでもない243人（10.1%）、あまり満足していない129人（5.3%）、満足していない100人（4.1%）、わからない151人（6.3%）、無回答35人（1.4%）

○グループホームの生活でよいと思うこと（複数回答） n=2,420人

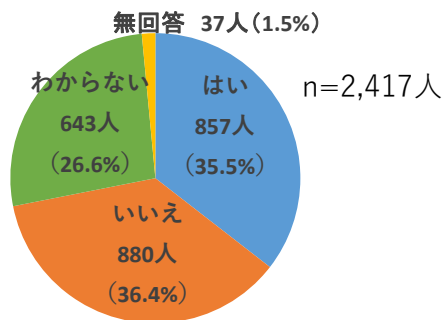
| よいと思うこと | 人数 | 割合 |
|--------------------------------|-------|-------|
| 1. グループホームの仲間がいるのでさみしくない | 1,101 | 45.5% |
| 2. 困ったときに相談がしやすい | 1,176 | 48.6% |
| 3. 料理やそうじ、洗濯などをしてもらえる | 838 | 34.6% |
| 4. 具合が悪くなったときや病気になったときに助けてもらえる | 1,188 | 49.1% |
| 5. 地域の人と会ったり話したりしやすい | 275 | 11.4% |
| 6. 家族が安心する | 845 | 34.9% |
| 7. お金が少なくても生活ができる | 653 | 27.0% |
| 8. わからない | 252 | 10.4% |
| その他 | 69 | 2.9% |

○グループホームの生活でいやだと思うこと（複数回答） n=2,420人

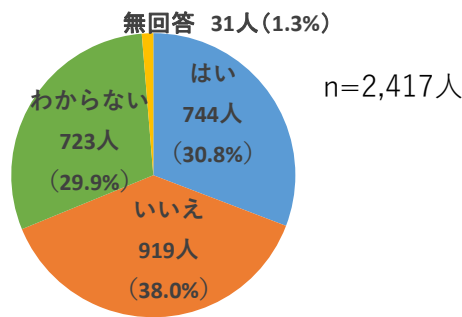
| いやだと思うこと | 人数 | 割合 |
|-----------------------|-----|-------|
| 1. 自分のペースで生活できない | 400 | 16.5% |
| 2. 自分のお金を自由に使えない | 403 | 16.7% |
| 3. 自分の生活がほかの人に知られてしまう | 241 | 10.0% |
| 4. 周りの人がうるさいときがある | 826 | 34.1% |
| 5. 一人で過ごせる時間がない | 160 | 6.6% |
| 6. 家族や友だちに自由に会えない | 434 | 17.9% |
| 7. 自由に外出ができない | 492 | 20.3% |
| 8. グループホームが不便な場所にある | 198 | 8.2% |
| 9. わからない | 257 | 10.6% |
| 10. 特にない | 681 | 28.1% |
| その他 | 98 | 4.0% |

今後の生活の希望（利用者アンケート調査）

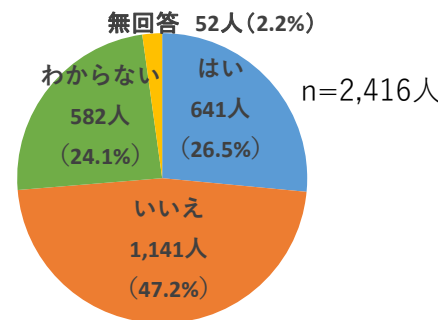
将来、グループホームを出て一人暮らしをしてみたいか



将来、グループホームを出てパートナー（友だちや恋人）と暮らしてみたいか



将来、グループホームを出て実家の家族と暮らしたいか



※無効回答があるため、全体の回答者数2,420人と各質問ごとの回答者数は一致しない。

グループホームの運営及び支援内容等の実態把握のための調査（速報値）

※本調査結果は速報値であり、今後変更がありうる

1 グループホームでの生活の満足度や今後の生活の希望等

- グループホーム生活の満足度（利用者アンケート調査） ⇒「満足・まあまあ満足」は7割、「あまり満足していない・満足していない」は1割
- 今後の生活の希望（同上） ⇒「将来、一人暮らしをしてみたい」又は「将来、パートナーと暮らしてみたい」いずれかを回答した者は4割
- 一人暮らし等の実現可能性（事業所調査） ⇒「すぐに可能又はグループホームでの一定期間の支援があれば可能と思われる」者は2割
- 一人暮らし等に向けた支援の実施 ⇒ 「全体の利用者」に対する実施率は1割
（事業所調査＋利用者調査） 「将来、一人暮らし又はパートナーと暮らしてみたい」と回答した者に対する実施率は2割
「グループホームでの一定期間の支援があれば可能と思われる」者に対する実施率は4割

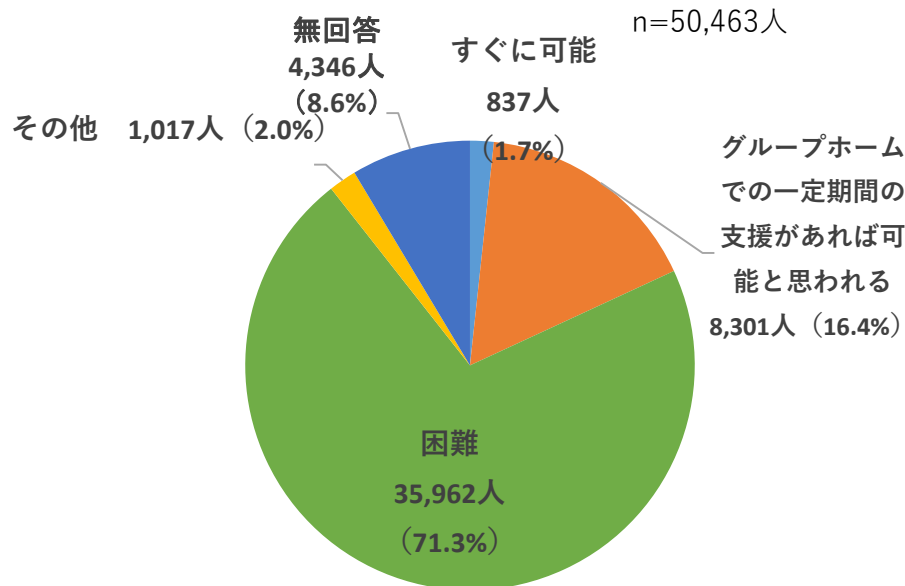
2 グループホームにおける支援の質の確保の取組

- 事業所における取組（事業所調査）
⇒ 協議会（※）の設置、市町村（自立支援）協議会等への報告、第3者による外部評価の実施は、それぞれ1割
その他、職員の日常的な話し合いの場の設定、職員研修、他法人の相談支援事業所との連携を実施等の取組を実施
※事業所が設置する利用者、利用者の家族、地域住民の代表、市町村職員等による協議会
- 自治体における取組（自治体調査）
⇒ 一部の自治体で市町村（自立支援）協議会における運営状況の報告・評価、グループホームへの訪問による状況の確認や助言、グループホーム職員の意見交換の場の設定等を実施
⇒ グループホームにおける支援の質の観点で問題と考えられる事例
障害特性等を踏まえた支援スキルが乏しい、重度障害者の実施的な利用拒否、支援状況を十分確認していないのでわからない 等

3 地域におけるニーズの状況

- グループホームの空室状況及び空室の理由
⇒ 空室の理由について、一時的要因や短期入所等のために確保する空室のほか、「利用希望者がいない」「グループホームの設備と利用希望者のニーズがあわない」「職員の支援スキルでは受入が困難な障害の程度・特性であった」等が認められた。
- 特にグループホームの供給が不足している障害者の状態像（自治体調査）
⇒ 重度の身体障害・知的障害・精神障害、障害特性は強度行動障害、医療的ケア、重症心身障害
- 市町村が整備に当たって課題と考える事項（同上） ※自由記述
⇒ 重度障害者のグループホームの整備、自治体が把握しないうちに整備が進んでしまう、障害特性にマッチした事業所がない 等

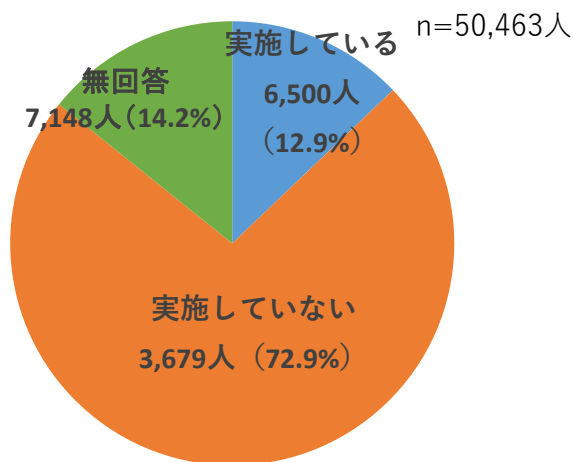
一人暮らし等の実現可能性（事業所職員の見立て）



（一人暮らし等をする上での課題）（複数回答） n=50,463人

| 課題 | 人数 | 割合 |
|---------------------|--------|-------|
| 本人の意思 | 29,339 | 58.1% |
| 家族等関係者の理解 | 25,992 | 51.5% |
| 食事の確保や家事等の生活スキル | 33,329 | 66.0% |
| 契約・行政手続きのスキル | 33,653 | 66.7% |
| 買い物や金銭管理 | 31,580 | 62.6% |
| 通院や服薬管理 | 30,773 | 61.0% |
| 訪問系サービスの確保 | 18,290 | 36.2% |
| 医療的ケア体制の確保 | 11,575 | 22.9% |
| 継続的な見守りや相談の支援 | 32,844 | 65.1% |
| 状態が悪化した際等の緊急対応 | 30,352 | 60.1% |
| 対人関係のトラブルや社会的な問題行動等 | 27,430 | 54.4% |
| 地域での孤立 | 26,661 | 52.8% |
| 住宅の確保 | 25,507 | 50.5% |
| 家賃等を含む生活費の確保 | 24,168 | 47.9% |
| 特になし | 206 | 0.4% |
| その他 | 965 | 1.9% |

一人暮らし等に向けた支援の実施



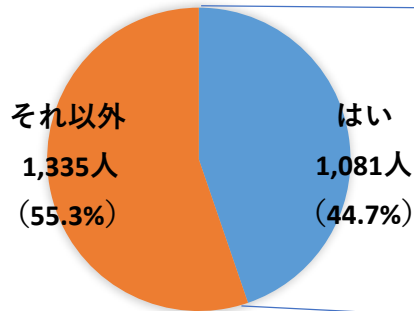
（一人暮らし等に向けた支援の具体的内容） n=6,500人

| 支援内容 | 人数 | 割合 |
|-----------------------|-------|-------|
| 一人暮らし等に向けた家事等の生活支援 | 4,465 | 68.7% |
| 一人暮らし等に向けた買い物や金銭管理の支援 | 4,099 | 63.1% |
| 一人暮らし等に向けた通院や服薬管理の支援 | 3,135 | 48.2% |
| 一人暮らし等に向けた生活リズムの確保の支援 | 4,302 | 66.2% |
| 住宅確保の支援 | 773 | 11.9% |
| 一人暮らし等に向けた相談、助言 | 3,873 | 59.6% |
| 一人暮らし等に向けた各種手続きの支援 | 1,638 | 25.2% |
| 一人暮らし等に向けた関係機関との調整 | 1,821 | 28.0% |
| その他 | 172 | 2.6% |

一人暮らし等の希望及び実現可能性に対する一人暮らし等に向けた支援の実施状況
(利用者アンケート調査+事業所調査)

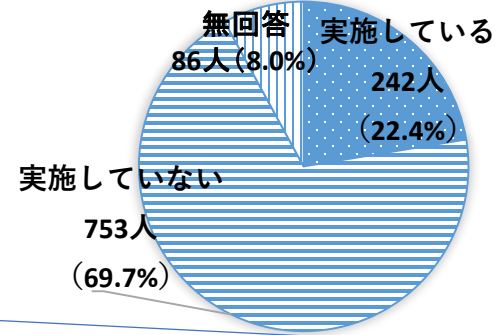
将来、一人暮らしまたはパートナーと暮らしてみたいか

n=2,416人



将来、一人暮らしまたはパートナーとの暮らしを希望する者への一人暮らし等に向けた支援の実施

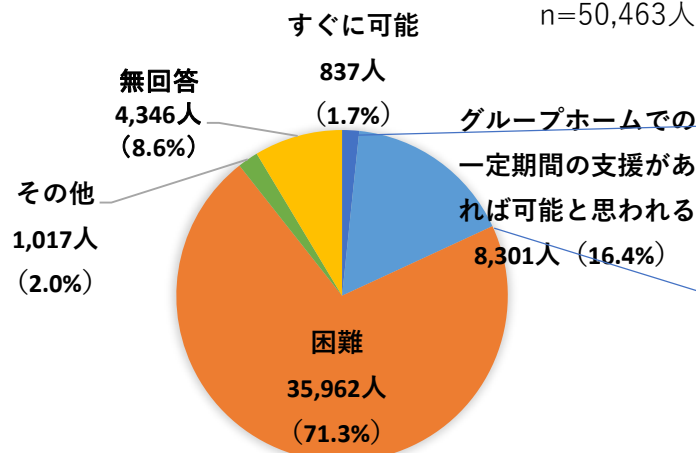
n=1,081人



※「はい1,081人」は、「将来、グループホームを出て一人暮らしをしてみたいか」または「将来、グループホームを出てパートナー(友だちや恋人)と暮らしてみたいか」のいずれかの質問において「はい」と回答した者の合計

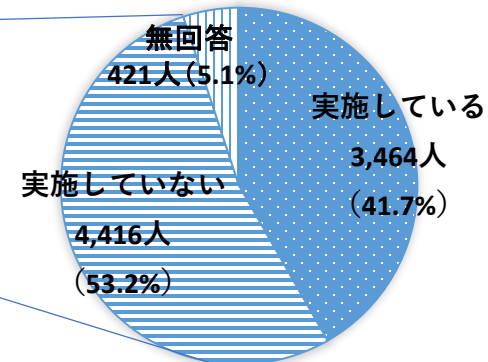
一人暮らし等の実現可能性 (事業所職員の見立て)

n=50,463人



一定期間の支援があれば可能と思われる者への一人暮らし等に向けた支援の実施

n=8,301人



(詳細) 今後の生活の希望 (利用者アンケート調査+事業所調査)

年齢が低年齢、障害支援区分が低い者の方が一人暮らしやパートナー等との暮らしを希望する者が多い傾向。

| | | 全体 | ①将来、グループホームを出て一人暮らしをしてみたいか | | | ②将来、グループホームを出てパートナーと暮らしてみたいか | | | ③将来、グループホームを出て実家の家族と暮らしたいか | | |
|-----------|-----------|--------------|----------------------------|-------------|-------------|------------------------------|-------------|-------------|----------------------------|---------------|-------------|
| | | | はい | いいえ | わからない | はい | いいえ | わからない | はい | いいえ | わからない |
| 合計 | | 2,420 | 857 (35.4%) | 880 (36.4%) | 643 (26.6%) | 744 (30.7%) | 919 (38.0%) | 723 (29.9%) | 641 (26.5%) | 1,141 (47.1%) | 582 (24.0%) |
| 3類型毎 | 介護サービス包括型 | 2,044 | 700 (34.2%) | 770 (37.7%) | 543 (26.6%) | 627 (30.7%) | 790 (38.6%) | 600 (29.4%) | 558 (27.3%) | 954 (46.7%) | 486 (23.8%) |
| | 日中サービス支援型 | 95 | 32 (33.7%) | 30 (31.6%) | 31 (32.6%) | 31 (32.6%) | 19 (20.0%) | 43 (45.3%) | 22 (23.2%) | 38 (40.0%) | 33 (34.7%) |
| | 外部サービス利用型 | 265 | 122 (46.0%) | 70 (26.4%) | 67 (25.3%) | 83 (31.3%) | 100 (37.7%) | 78 (29.4%) | 55 (20.8%) | 142 (53.6%) | 60 (22.6%) |
| | 無回答 | 16 | 3 (18.8%) | 10 (62.5%) | 2 (12.5%) | 3 (18.8%) | 10 (62.5%) | 2 (12.5%) | 6 (37.5%) | 7 (43.8%) | 3 (18.8%) |
| 年齢階層毎 | 10代 | 32 | 22 (68.8%) | 3 (9.4%) | 7 (21.9%) | 16 (50.0%) | 7 (21.9%) | 9 (28.1%) | 14 (43.8%) | 9 (28.1%) | 9 (28.1%) |
| | 20代 | 262 | 132 (50.4%) | 55 (21.0%) | 70 (26.7%) | 114 (43.5%) | 64 (24.4%) | 82 (31.3%) | 57 (21.8%) | 126 (48.1%) | 72 (27.5%) |
| | 30代 | 364 | 171 (47.0%) | 97 (26.6%) | 87 (23.9%) | 142 (39.0%) | 104 (28.6%) | 112 (30.8%) | 93 (25.5%) | 162 (44.5%) | 101 (27.7%) |
| | 40代 | 522 | 185 (35.4%) | 182 (34.9%) | 146 (28.0%) | 165 (31.6%) | 182 (34.9%) | 168 (32.2%) | 165 (31.6%) | 206 (39.5%) | 137 (26.2%) |
| | 50代 | 605 | 185 (30.6%) | 238 (39.3%) | 174 (28.8%) | 163 (26.9%) | 240 (39.7%) | 195 (32.2%) | 175 (28.9%) | 279 (46.1%) | 136 (22.5%) |
| | 60代 | 442 | 121 (27.4%) | 192 (43.4%) | 123 (27.8%) | 103 (23.3%) | 220 (49.8%) | 114 (25.8%) | 107 (24.2%) | 244 (55.2%) | 86 (19.5%) |
| | 70代 | 170 | 40 (23.5%) | 98 (57.6%) | 30 (17.6%) | 40 (23.5%) | 90 (52.9%) | 35 (20.6%) | 28 (16.5%) | 102 (60.0%) | 34 (20.0%) |
| | 80代以上 | 23 | 1 (4.3%) | 15 (65.2%) | 6 (26.1%) | 1 (4.3%) | 12 (52.2%) | 8 (34.8%) | 2 (8.7%) | 13 (56.5%) | 7 (30.4%) |
| 障害種別毎 | 身体障害 | 73 | 18 (24.7%) | 36 (49.3%) | 18 (24.7%) | 20 (27.4%) | 30 (41.1%) | 22 (30.1%) | 17 (23.3%) | 37 (50.7%) | 15 (20.5%) |
| | 知的障害 | 1,314 | 440 (33.5%) | 483 (36.8%) | 370 (28.2%) | 391 (29.8%) | 467 (35.5%) | 440 (33.5%) | 371 (28.2%) | 555 (42.2%) | 365 (27.8%) |
| | 精神障害 | 616 | 255 (41.4%) | 195 (31.7%) | 158 (25.6%) | 203 (33.0%) | 256 (41.6%) | 150 (24.4%) | 150 (24.4%) | 337 (54.7%) | 113 (18.3%) |
| | 難病 | 5 | 2 (40.0%) | 3 (60.0%) | 0 (0.0%) | 1 (20.0%) | 2 (40.0%) | 2 (40.0%) | 2 (40.0%) | 2 (40.0%) | 1 (20.0%) |
| | 無回答 | 412 | 142 (34.5%) | 163 (39.6%) | 97 (23.5%) | 129 (31.3%) | 164 (39.8%) | 109 (26.5%) | 101 (24.5%) | 210 (51.0%) | 88 (21.4%) |
| 障害支援区分毎 | 非該当 | 142 | 64 (45.1%) | 39 (27.5%) | 37 (26.1%) | 46 (32.4%) | 51 (35.9%) | 44 (31.0%) | 32 (22.5%) | 83 (58.5%) | 26 (18.3%) |
| | 区分1 | 74 | 30 (40.5%) | 23 (31.1%) | 19 (25.7%) | 32 (43.2%) | 25 (33.8%) | 16 (21.6%) | 21 (28.4%) | 36 (48.6%) | 16 (21.6%) |
| | 区分2 | 570 | 238 (41.8%) | 183 (32.1%) | 140 (24.6%) | 194 (34.0%) | 210 (36.8%) | 158 (27.7%) | 128 (22.5%) | 305 (53.5%) | 129 (22.6%) |
| | 区分3 | 616 | 216 (35.1%) | 218 (35.4%) | 176 (28.6%) | 193 (31.3%) | 234 (38.0%) | 182 (29.5%) | 167 (27.1%) | 296 (48.1%) | 140 (22.7%) |
| | 区分4 | 433 | 134 (30.9%) | 190 (43.9%) | 100 (23.1%) | 129 (29.8%) | 180 (41.6%) | 117 (27.0%) | 140 (32.3%) | 190 (43.9%) | 92 (21.2%) |
| | 区分5 | 228 | 48 (21.1%) | 103 (45.2%) | 72 (31.6%) | 48 (21.1%) | 87 (38.2%) | 88 (38.6%) | 74 (32.5%) | 68 (29.8%) | 77 (33.8%) |
| | 区分6 | 142 | 17 (12.0%) | 67 (47.2%) | 55 (38.7%) | 16 (11.3%) | 58 (40.8%) | 66 (46.5%) | 36 (25.4%) | 50 (35.2%) | 49 (34.5%) |
| | 区分なし(未認定) | 176 | 86 (48.9%) | 46 (26.1%) | 40 (22.7%) | 64 (36.4%) | 64 (36.4%) | 45 (25.6%) | 37 (21.0%) | 87 (49.4%) | 46 (26.1%) |
| | 無回答 | 39 | 24 (61.5%) | 11 (28.2%) | 4 (10.3%) | 22 (56.4%) | 10 (25.6%) | 7 (17.9%) | 6 (15.4%) | 26 (66.7%) | 7 (17.9%) |

(詳細) 一人暮らし等の実現可能性及び支援の実施状況 (事業所調査)

年齢が低年齢、障害支援区分が低い者の方が一人暮らし等の実現可能性(事業所職員の見立て)や支援の実施が高い傾向がある。

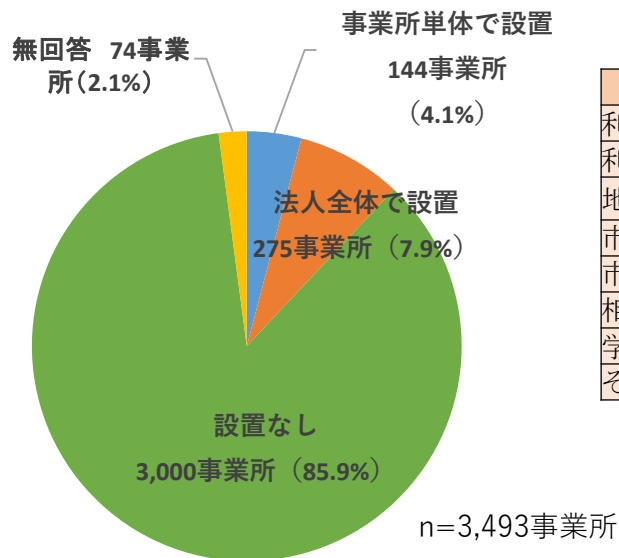
| | | 一人暮らし等の実現可能性 | | | | | 一人暮らし等に向けた支援の実施有無 | | | |
|----------------------|---------------|--------------|-------------|---|----------------|--------------|-------------------|---------------|----------------|---------------|
| | | 全体 | すぐに可能 | グループホーム での一定期間の 支援があれば可 能と思われる | 困難 | その他 | 無回答 | 実施している | 実施していない | 無回答 |
| 全体 | | 50,463 | 837 (1.7%) | 8,301 (16.4%) | 35,962 (71.3%) | 1,017 (2.0%) | 4,346 (8.6%) | 6,500 (12.9%) | 36,779 (72.9%) | 7,184 (14.2%) |
| 3類型毎 | 介護サービス包 括型 | 42,302 | 602 (1.4%) | 6,629 (15.7%) | 30,522 (72.2%) | 792 (1.9%) | 3,757 (8.9%) | 4,856 (11.5%) | 31,383 (74.2%) | 6,063 (14.3%) |
| | 日中サービス支 援型 | 2,101 | 28 (1.3%) | 197 (9.4%) | 1,720 (81.9%) | 46 (2.2%) | 110 (5.2%) | 132 (6.3%) | 1,646 (78.3%) | 323 (15.4%) |
| | 外部サービス利 用型 | 5,485 | 187 (3.4%) | 1,393 (25.4%) | 3,324 (60.6%) | 150 (2.7%) | 431 (7.9%) | 1,365 (24.9%) | 3,424 (62.4%) | 696 (12.7%) |
| | 無回答 | 575 | 20 (3.5%) | 82 (14.3%) | 396 (68.9%) | 29 (5.0%) | 48 (8.3%) | 147 (25.6%) | 326 (56.7%) | 102 (17.7%) |
| 年齢階層毎 | 10代 | 682 | 12 (1.8%) | 239 (35.0%) | 347 (50.9%) | 16 (2.3%) | 68 (10.0%) | 172 (25.2%) | 402 (58.9%) | 108 (15.8%) |
| | 20代 | 6,266 | 138 (2.2%) | 1,670 (26.7%) | 3,788 (60.5%) | 122 (1.9%) | 548 (8.7%) | 1,317 (21.0%) | 4,084 (65.2%) | 865 (13.8%) |
| | 30代 | 8,115 | 152 (1.9%) | 1,642 (20.2%) | 5,438 (67.0%) | 182 (2.2%) | 701 (8.6%) | 1,200 (14.8%) | 5,783 (71.3%) | 1,132 (13.9%) |
| | 40代 | 11,557 | 206 (1.8%) | 1,906 (16.5%) | 8,199 (70.9%) | 227 (2.0%) | 1,019 (8.8%) | 1,459 (12.6%) | 8,421 (72.9%) | 1,677 (14.5%) |
| | 50代 | 11,679 | 194 (1.7%) | 1,704 (14.6%) | 8,549 (73.2%) | 205 (1.8%) | 1,027 (8.8%) | 1,381 (11.8%) | 8,650 (74.1%) | 1,648 (14.1%) |
| | 60代 | 8,423 | 105 (1.2%) | 907 (10.8%) | 6,574 (78.0%) | 184 (2.2%) | 653 (7.8%) | 745 (8.8%) | 6,487 (77.0%) | 1,191 (14.1%) |
| | 70代 | 2,924 | 20 (0.7%) | 149 (5.1%) | 2,441 (83.5%) | 71 (2.4%) | 243 (8.3%) | 136 (4.7%) | 2,362 (80.8%) | 426 (14.6%) |
| | 80代以上 | 386 | 2 (0.5%) | 4 (1.0%) | 335 (86.8%) | 10 (2.6%) | 35 (9.1%) | 5 (1.3%) | 303 (78.5%) | 78 (20.2%) |
| 障害種別毎 (主たる障 害) | 無回答 | 431 | 8 (1.9%) | 80 (18.6%) | 291 (67.5%) | 0 (0.0%) | 52 (12.1%) | 85 (19.7%) | 287 (66.6%) | 59 (13.7%) |
| | 身体障害 | 1,815 | 23 (1.3%) | 265 (14.6%) | 1,349 (74.3%) | 53 (2.9%) | 125 (6.9%) | 144 (7.9%) | 1,469 (80.9%) | 202 (11.1%) |
| | 知的障害 | 28,124 | 220 (0.8%) | 3,285 (11.7%) | 21,864 (77.7%) | 445 (1.6%) | 2,310 (8.2%) | 2,288 (8.1%) | 21,884 (77.8%) | 3,952 (14.1%) |
| | 精神障害 | 11,834 | 451 (3.8%) | 3,345 (28.3%) | 6,832 (57.7%) | 306 (2.6%) | 900 (7.6%) | 3,063 (25.9%) | 7,275 (61.5%) | 1,496 (12.6%) |
| | 難病 | 147 | 4 (2.7%) | 19 (12.9%) | 113 (76.9%) | 4 (2.7%) | 7 (4.8%) | 20 (13.6%) | 108 (73.5%) | 19 (12.9%) |
| 障害支援区 分毎 | 無回答 | 8,543 | 139 (1.6%) | 1,387 (16.2%) | 5,804 (67.9%) | 209 (2.4%) | 1,004 (11.8%) | 985 (11.5%) | 6,043 (70.7%) | 1,515 (17.7%) |
| | 非該当 | 2,384 | 110 (4.6%) | 746 (31.3%) | 1,240 (52.0%) | 70 (2.9%) | 218 (9.1%) | 522 (21.9%) | 1,518 (63.7%) | 344 (14.4%) |
| | 区分1 | 1,057 | 54 (5.1%) | 443 (41.9%) | 474 (44.8%) | 25 (2.4%) | 61 (5.8%) | 278 (26.3%) | 664 (62.8%) | 115 (10.9%) |
| | 区分2 | 9,917 | 320 (3.2%) | 3,021 (30.5%) | 5,559 (56.1%) | 266 (2.7%) | 751 (7.6%) | 2,195 (22.1%) | 6,434 (64.9%) | 1,288 (13.0%) |
| | 区分3 | 11,871 | 130 (1.1%) | 1,992 (16.8%) | 8,521 (71.8%) | 217 (1.8%) | 1,011 (8.5%) | 1,595 (13.4%) | 8,631 (72.7%) | 1,645 (13.9%) |
| | 区分4 | 10,091 | 38 (0.4%) | 673 (6.7%) | 8,325 (82.5%) | 131 (1.3%) | 924 (9.2%) | 650 (6.4%) | 7,854 (77.8%) | 1,587 (15.7%) |
| | 区分5 | 6,053 | 5 (0.1%) | 190 (3.1%) | 5,150 (85.1%) | 89 (1.5%) | 619 (10.2%) | 184 (3.0%) | 4,867 (80.4%) | 1,002 (16.6%) |
| | 区分6 | 4,840 | 5 (0.1%) | 81 (1.7%) | 4,233 (87.5%) | 83 (1.7%) | 438 (9.0%) | 77 (1.6%) | 4,071 (84.1%) | 692 (14.3%) |
| | 区分なし(未認 定) | 3,550 | 164 (4.6%) | 1,042 (29.4%) | 2,025 (57.0%) | 123 (3.5%) | 196 (5.5%) | 876 (24.7%) | 2,371 (66.8%) | 303 (8.5%) |
| 無回答 | 700 | 11 (1.6%) | 113 (16.1%) | 435 (62.1%) | 13 (1.9%) | 128 (18.3%) | 123 (17.6%) | 369 (52.7%) | 208 (29.7%) | |

※事業所調査のケース票50,463人に係る事業所職員の回答。()内は各行ごとの全体に占める割合。

2 グループホームにおける支援の質の確保の取組

事業所における支援の質の確保の取組（事業所調査）

事業所が設置する協議会等の設置状況



(設置事業所の状況(過去3年間))

n=419事業所

(複数回答)

| 協議会等の構成員 | 事業所数 | 割合 |
|----------|------|-------|
| 利用者 | 165 | 39.4% |
| 利用者の家族 | 240 | 57.3% |
| 地域住民の代表者 | 152 | 36.3% |
| 市町村職員 | 78 | 18.6% |
| 市町村協議会委員 | 54 | 12.9% |
| 相談支援専門員 | 98 | 23.4% |
| 学識経験者 | 76 | 18.1% |
| その他 | 105 | 25.1% |

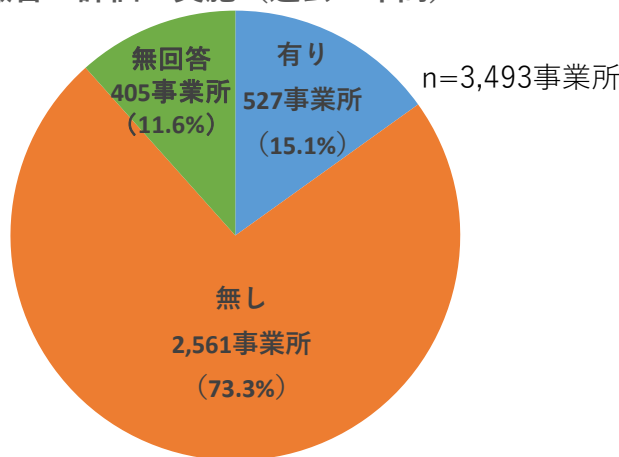
| 開催頻度 | 事業所数 | 割合 |
|-----------|------|--------|
| 年6回以上 | 49 | 11.7% |
| 年2回以上6回未満 | 169 | 40.3% |
| 年1回 | 102 | 24.3% |
| 2～3年に1回 | 13 | 3.1% |
| 無回答 | 86 | 20.5% |
| 合計 | 419 | 100.0% |

(複数回答)

| 報告内容等 | 事業所数 | 割合 |
|----------------------|------|-------|
| 事業所の運営状況の報告(利用者の状況等) | 332 | 79.2% |
| 協議会等による事業所の評価の実施 | 46 | 11.0% |
| 利用者、家族等からの要望の聴取 | 262 | 62.5% |
| 事業所の自己評価結果の報告 | 52 | 12.4% |
| その他 | 44 | 10.5% |

市区町村(自立支援)協議会等への運営状況の

報告・評価の実施(過去3年間)



(実施事業所の状況)

n=527事業所

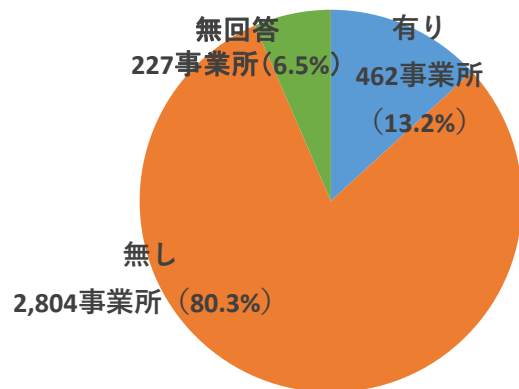
| 運営状況の報告・評価の頻度 | 事業所数 | 割合 |
|---------------|------|--------|
| 年6回以上 | 90 | 17.1% |
| 年2回以上6回未満 | 239 | 45.4% |
| 年1回 | 166 | 31.5% |
| 2～3年に1回 | 18 | 3.4% |
| 無回答 | 14 | 2.7% |
| 合計 | 527 | 100.0% |

(複数回答)

| 報告内容等 | 事業所数 | 割合 |
|----------------------|------|-------|
| 事業所の運営状況の報告(利用者の状況等) | 409 | 77.6% |
| 協議会等からの意見・要望・助言の聴取 | 316 | 60.0% |
| 事業所の評価の実施 | 40 | 7.6% |
| 事業所の自己評価結果の報告 | 46 | 8.7% |
| その他 | 31 | 5.9% |

第三者による外部評価の実施（過去3年間）

n=3,493事業所



（実施事業所の状況）

n=462事業所

| 実施頻度 | 事業所数 | 割合 |
|---------|------|--------|
| 年2回以上 | 39 | 8.4% |
| 年1回 | 87 | 18.8% |
| 2～3年に1回 | 325 | 70.3% |
| 無回答 | 11 | 2.4% |
| 合計 | 462 | 100.0% |

| 評価者 | 事業所数 | 割合 |
|--------------|------|--------|
| 自治体が指定する評価機関 | 164 | 35.5% |
| その他の評価機関 | 282 | 61.0% |
| 無回答 | 16 | 3.5% |
| 合計 | 462 | 100.0% |

<支援の質の確保・向上に向けた取り組み>（複数回答）

n=3,493事業所

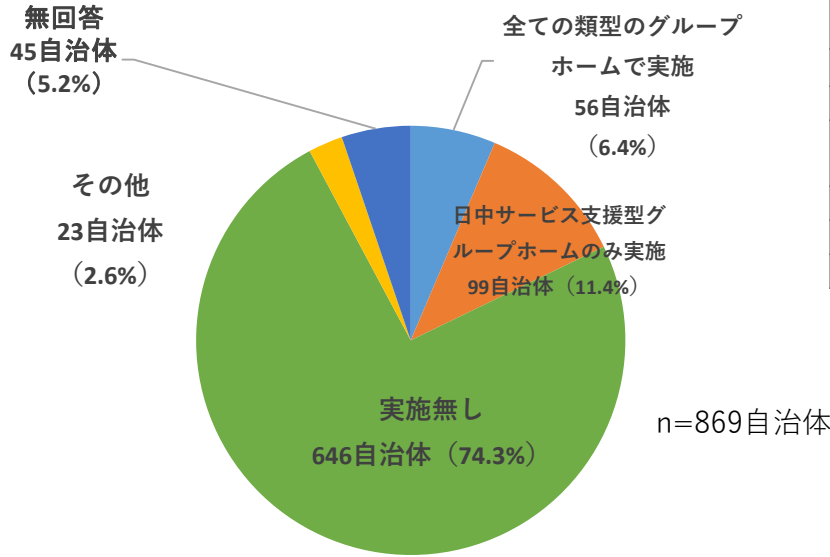
| 回答 | 事業所数 | 割合 |
|------------------------------------|-------|-------|
| 職員が集まり、情報交換や課題の共有ができる日常的な話し合いの場の設定 | 3,143 | 90.0% |
| 地域におけるグループホーム間の情報連携（自法人以外） | 1,249 | 35.8% |
| 自治体や基幹相談支援センター等との情報連携 | 1,669 | 47.8% |
| 外部機関による職員研修の実施 | 2,062 | 59.0% |
| 内部機関による職員研修の実施 | 2,480 | 71.0% |
| バックアップ施設との連携した取組 | 1,614 | 46.2% |
| 他法人の相談支援事業所との連携 | 1,778 | 50.9% |
| その他 | 126 | 3.6% |
| 無回答 | 148 | 4.2% |

市町村（自立支援）協議会等におけるグループホームの

（実施自治体の状況）

n=155自治体

運営状況の報告・評価の実施有無（過去3年間）



| 運営状況の報告・評価の実施頻度の定め | 自治体数 | 割合 | 運営状況の報告・評価の実際の頻度 | 自治体数 | 割合 |
|--------------------|------|--------|------------------|------|--------|
| 1 定めている（年2回以上） | 8 | 5.2% | 1 年2回以上 | 29 | 18.7% |
| 2 定めている（年1回） | 65 | 41.9% | 2 年1回 | 111 | 71.6% |
| 3 定めている（2～3年に1度） | 1 | 0.6% | 3 2～3年に1度 | 13 | 8.4% |
| 4 特に定めていない | 81 | 52.3% | 無回答 | 2 | 1.3% |
| 無回答 | 0 | 0.0% | 合計 | 155 | 100.0% |
| 合計 | 155 | 100.0% | | | |

（複数回答）

| グループホーム事業所による報告内容等 | 自治体数 | 割合 |
|------------------------|------|-------|
| 1 事業所の運営状況の報告（利用者の状況等） | 141 | 91.0% |
| 2 協議会等からの意見・要望・助言の聴取 | 100 | 64.5% |
| 3 事業所の自己評価結果の報告 | 44 | 28.4% |
| 4 協議会等による事業所の評価の実施 | 46 | 29.7% |
| 5 その他 | 15 | 9.7% |

○自治体におけるその他の支援の質の確保の取組（過去1年間）（複数回答） n=869自治体

| その他の支援の質の確保の取組 | 自治体数 | 割合 |
|--------------------------------|------|-------|
| 1 グループホーム事業所が設置する協議会への自治体職員の参加 | 63 | 7.2% |
| 2 グループホームへの訪問による状況の確認や助言 | 100 | 11.5% |
| 3 グループホーム職員向けの研修会の開催 | 56 | 6.4% |
| 4 グループホーム職員の意見交換の場の設置 | 83 | 9.6% |
| 5 その他 | 132 | 15.2% |

○自治体内においてグループホームにおける支援の質の観点で問題と考えられる事例（過去1年間）（複数回答）

| グループホームにおける支援の質の観点で問題と考えられる事例 | 自治体数 | 割合 |
|-------------------------------|------|-------|
| 1 障害の程度や特性を踏まえた支援スキルが乏しい | 139 | 16.0% |
| 2 日中に十分な支援が行われず、利用者が放置されている | 36 | 4.1% |
| 3 重度障害者等の実質的な利用拒否がある | 105 | 12.1% |
| 4 相談支援専門員をはじめとした外部との連携が不十分 | 59 | 6.8% |
| 5 その他不適切な支援がなされている恐れがある | 51 | 5.9% |
| 6 特になし | 285 | 32.8% |
| 7 支援の状況を十分確認していないのでわからない | 205 | 23.6% |

n=869自治体

3 地域におけるニーズの状況

グループホームのニーズ等の状況（事業所調査）

○グループホームの定員数、利用者数、空室数 n=3,348事業所

| | | |
|---------------|--------|-------|
| 定員数 | 54,586 | — |
| 利用者数 | 48,680 | 89.2% |
| 空室数（定員数－利用者数） | 5,906 | 10.8% |

※3,348事業所は無効回答（定員数より利用者数が多い事業所）及び無回答を除いた数

○事業所ごとの空室数の状況 n=3,401事業所

| 空室数 | 事業所数 | 割合 |
|--------|-------|--------|
| 0室 | 1,436 | 42.2% |
| 1室 | 718 | 21.1% |
| 2室 | 454 | 13.3% |
| 3室 | 244 | 7.2% |
| 4室 | 174 | 5.1% |
| 5～9室 | 246 | 7.2% |
| 10～19室 | 66 | 1.9% |
| 20室以上 | 10 | 0.3% |
| 無回答 | 53 | 1.6% |
| 合計 | 3,401 | 100.0% |

○調査時点（7月1日時点）で空室がある場合、空室が継続している期間（※空室が複数ある場合は、最も長い空室の継続期間を選択）

| 空室が継続している期間 | 事業所数 | 割合 |
|-------------|-------|-------|
| 1ヶ月未満 | 126 | 6.6% |
| 1ヶ月以上6ヶ月未満 | 557 | 29.1% |
| 6ヶ月以上 | 345 | 18.0% |
| 1年以上 | 843 | 44.1% |
| 無回答 | 41 | 2.1% |
| 合計 | 1,912 | 100% |

n=1,912事業所
（空室がある事業所）

※3,401事業所は無効回答（定員数より利用者数が多い事業所）を除いた数

○空室がある理由（複数回答） n=1,912事業所

| 理由 | 事業所数 | 割合 |
|--|------|-------|
| 開設または増設した直後（1カ月以内）のため | 121 | 6.3% |
| 前の入居者が退居直後（1カ月以内）のため | 241 | 12.6% |
| 短期入所や体験利用のために空室を確保しているため | 268 | 14.0% |
| 空床型短期入所の利用者が利用しているため | 29 | 1.5% |
| 入居者が一時的に他の施設（入院を含む）に滞在しているため | 76 | 4.0% |
| 利用希望者がいないため | 715 | 37.4% |
| 利用希望者はいたが、職員の支援スキルでは受入が困難な障害の程度・特性であったため | 400 | 20.9% |
| 利用希望者はいたが、事業所が対象とする障害種別ではなかったため | 185 | 9.7% |
| 利用希望者はいたが、グループホームの設備と利用希望者のニーズが合わなかったため | 442 | 23.1% |
| 利用希望者はいたが、グループホームの立地と利用希望者のニーズが合わなかったため | 289 | 15.1% |
| その他 | 427 | 22.3% |

グループホームのニーズ等の状況（自治体調査）

○グループホームのニーズの把握状況 n=997自治体

| グループホーム利用に関する障害者等のニーズ把握状況 | 自治体数 | 割合 |
|---------------------------|------|--------|
| 1 ニーズを把握している | 632 | 63.4% |
| 2 ニーズを把握していない | 364 | 36.5% |
| 無回答 | 1 | 0.1% |
| 合計 | 997 | 100.0% |

○ニーズの把握方法(複数回答)

n=632自治体

| グループホーム利用に関する障害者等のニーズの把握方法 | 自治体数 | 割合 |
|----------------------------|------|-------|
| 1 障害者や家族等へのアンケート | 307 | 48.6% |
| 2 障害者や家族等へのヒアリング | 216 | 34.2% |
| 3 相談支援事業者や障害福祉サービス事業者からの把握 | 474 | 75.0% |
| 4 入所施設や精神科病院等からの把握 | 137 | 21.7% |
| 5 その他 | 39 | 6.2% |

○特にグループホームの供給が不足している障害者の状態像(複数回答) n=997自治体

| 特にグループホームの供給が不足している障害者の状態像 | 自治体数 | 割合 |
|---------------------------------|------|-------|
| 障害程度・障害種別 | | |
| 1 重度の身体障害 | 413 | 41.4% |
| 2 重度の知的障害 | 433 | 43.4% |
| 3 重度の精神障害 | 411 | 41.2% |
| 4 中・軽度の身体障害 | 185 | 18.6% |
| 5 中・軽度の知的障害 | 203 | 20.4% |
| 6 中・軽度の精神障害 | 246 | 24.7% |
| 7 2種以上の重複障害（程度を問わず） | 240 | 24.1% |
| 障害特性等 | | |
| 8 発達障害 | 193 | 19.4% |
| 9 難病 | 138 | 13.8% |
| 10 高次脳機能障害 | 171 | 17.2% |
| 11 喀痰吸引等の医療的ケアを要する | 373 | 37.4% |
| 12 強度行動障害 | 412 | 41.3% |
| 13 重症心身障害 | 344 | 34.5% |
| 14 車いす利用あり | 241 | 24.2% |
| 15 触法歴あり | 162 | 16.2% |
| 16 アルコール依存症 | 171 | 17.2% |
| 年齢 | | |
| 17 高齢層：概ね60代以上 | 169 | 17.0% |
| 18 中年層：概ね30代～50代 | 294 | 29.5% |
| 19 若年層：概ね10代～20代（障害児入所施設からの退所後） | 137 | 13.7% |
| 20 若年層：概ね10代～20代（児童養護施設等からの退所後） | 112 | 11.2% |
| 21 若年層：概ね10代～20代（上記以外） | 136 | 13.6% |
| その他／不明 | | |
| 22 その他 | 74 | 7.4% |
| 23 十分に把握していないためわからない | 235 | 23.6% |

○整備に当たって課題と考える事項(主なものを例示)

<供給が不足している障害者の状態像>

- ・強度行動障害者や医療的ケアが必要な方など重度障害者向けのグループホームの整備

<計画的な整備>

- ・自治体が把握しないうちに整備計画が進んでしまう
- ・グループホームに空きがあり利用希望者がいるが、障害特性にマッチした事業所がないため、他市町村の事業所を利用
- ・住環境や利便性等に関する利用者のニーズとのミスマッチ
- ・他市町村居住者の利用、親亡き後を踏まえた需要についての把握が難しい
- ・自治体内のグループホームがあるが他市町村の利用者が多く地元の利用者が利用できない

<その他>

- ・グループホームの整備に当たって必要な人材の確保
- ・地域住民の理解